

---

# 横浜町なのはなプラン

(第3期横浜町地域福祉計画)

---

平成30年3月

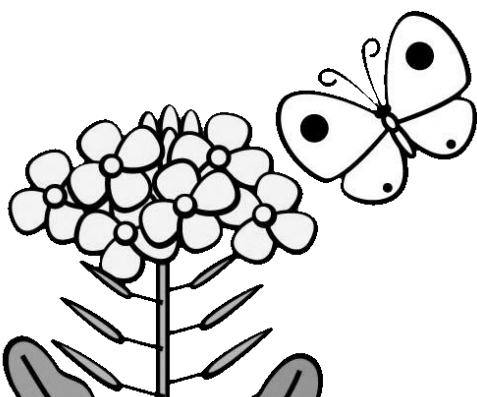
横 浜 町

本計画の愛称『なのはなプラン』の意味

『なのはな』の花言葉には、「快活な愛」「競争」「小さな幸せ」「快活」「活発」「元気いっぱい」「豊かさ、財産」の7つがあるそうです。

「小さな幸せ（普通の幸せを実感できるまち）」「快活（一人ひとりがいきいき）」「活発（地域活動を活発にする）」「元気いっぱい（一人ひとりが元気・地域を元気にする）」「豊かさ、財産（人材の豊かさが地域の財産となるま

ちづくり）」などの思いから、本計画の愛称を『横浜町なのはなプラン』と称します。



# はじめに

---

少子高齢化社会の急速な進展に伴い、人々のライフスタイルにも大きな変化が現れてきております。また、人々の価値観、考え方が多様化する中、地域における人と人とのつながりが希薄になり、慣れ親しんだ地域で安心して生活していくことに不安を感じている方も少なくないと思います。



ニッポン一億総活躍プランの実現に向け、子ども・高齢者・障がいのある方など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、支え手側と受け手側に分かれることなく地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、生活できる地域共生社会の仕組みを築いていきたいと思っております。

障がいのある方への福祉においては、障害者総合支援法の改正により、利用できる障がい福祉サービスが拡充され、福祉施設から地域や社会への参加を促進する施策を図っていく必要があります。

更に、子どもを安心して生み育てることができる環境の整備や子育てに対する支援が強く求められています。

こうした多様化する福祉ニーズの中、町民の皆様の共通の思いは、生まれ育った地域できめ細かな福祉サービスが享受でき、また差別や偏見のない社会の中で地域を構成する一員として安心して暮らせるということではないでしょうか。

この「第3期横浜町地域福祉計画」は、行政をはじめ、町民や地域がそれぞれの立場や役割を認識しつつ、お互いに協働し合うことによって誰もが安心して共に地域で生まれ、住み続けられる町を形成するために策定されました。

町民の皆様には、この計画の主旨、理念をご理解いただき、思いやりと共助の精神を醸成する中で、この地域福祉計画の推進に参画していただければ幸いです。

最後に、本計画の策定に当たり、多くの貴重な意見と作業にご尽力を賜りました横浜町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係各位に対しまして厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

横浜町長 野坂 充



# 目 次

<b>第1章 計画策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1-1 策定の背景.....	1
1-2 地域福祉とは.....	1
(1) 「社会福祉」と「地域福祉」の違い.....	1
(2) 社会の変化と地域福祉計画策定の背景.....	2
1-3 地域包括ケアシステムと4つの「助」.....	4
(1) 地域包括ケアシステムの強化.....	4
(2) 4つの「助（自助・互助・共助・公助）」.....	4
1-4 地域福祉は地域住民が主体となる計画.....	5
(1) 全ての地域住民が主体となり、地域が主体となる計画.....	5
(2) 地域福祉の担い手とは.....	5
1-5 計画の位置づけ.....	6
1-6 計画期間.....	7
1-7 計画の策定体制.....	8
<b>第2章 横浜町の地域福祉をとりまく課題の整理</b> .....	<b>9</b>
2-1 横浜町の概要.....	10
(1) 位置・自然環境.....	10
(2) 沿革.....	11
(3) 産業.....	11
2-2 人口及び世帯等の状況.....	12
(1) 人口の状況.....	12
(2) 世帯の状況.....	14
2-3 数値でみる要支援者等の状況.....	15
(1) 学齢前児童数.....	15
(2) 障がいのある人（手帳所持者等）.....	15
(3) 介護保険要介護認定者.....	16
(4) 生活保護世帯.....	16
2-4 町民アンケート調査結果からみる現状と課題.....	17
(1) 調査の概要.....	17
(2) 調査結果の概要.....	17

<b>第3章 地域福祉推進の基本的な考え方</b> .....	27
3-1 将来像（基本理念）・基本目標.....	27
3-2 施策・事業の体系.....	29
<b>第4章 地域福祉の推進策</b> .....	31
<b>基本目標1 誰もが地域とのつながりを感じるまちづくり</b> .....	31
(1) 福祉への関心を高める.....	31
(2) 誰もが参加できる居場所づくり.....	32
(3) 支え合い・見守り体制の充実.....	33
<b>基本目標2 安心して暮らせるまちづくり</b> .....	36
(1) 相談窓口の充実.....	36
(2) 地域生活を支えるサービスの充実.....	38
(4) 一人ひとりが尊重される地域づくり.....	40
(3) 安全で暮らしやすい生活環境の充実.....	42
<b>基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる</b> .....	45
(1) 健康づくり・介護予防の推進.....	45
(2) 高齢者・障がい者等の就労支援.....	46
<b>第5章 計画の進行管理</b> .....	47
5-1 計画の推進体制.....	47
5-2 点検と評価.....	48
<b>資料1 横浜町地域福祉計画策定委員会</b> .....	49
1-1 横浜町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	49
1-2 第3期横浜町地域福祉計画策定委員会名簿.....	50

■「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、原則として「障がい」と表記しています。ただし、法律や制度、固有名詞、国の資料等はそれらに合わせた表記としています。

■本計画書における年号の表記について

本文及び図表の年号は、新しい年号が決まっていないため、「平成」表記としていますが、平成31年5月以降新元号に読み替えることとします。

# 第1章 計画策定に当たって

---

## 1-1 策定の背景

---

近年、社会経済構造の変化や少子高齢化は、社会・経済・福祉だけでなく、まちづくり全般に影響しています。このような中、核家族化、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、孤立死、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待・権利侵害、ワーキングプアをはじめとした貧困問題など、地域における福祉課題は多様化・複雑化しており、従来の公的なサービスだけでは対応することは困難となってきました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、これまで以上に地域における人と人とのつながりの重要性が再認識され、地域力の再構築による安心・安全な地域社会の実現がより一層望まれるようになってきています。

こうした地域をとりまく環境の変化に対応するため、自治会、関係機関や福祉団体等との連携を強化していくとともに、住民参加による地域の福祉力を高めることで地域の課題に取り組んでいく必要性が高まっています。

このような背景から、本町では誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けていくことができるよう、地域福祉を推進するための指針となる「横浜町地域福祉計画」を策定しました。

## 1-2 地域福祉とは

---

### (1)「社会福祉」と「地域福祉」の違い

「社会福祉」とは、個人や家族など個人的・私的な取組だけでは解決できない生活上の問題・課題を、社会的に解決を図るための制度や取組の総称です。また、福祉サービスは、高齢者や障がいのある人、児童など対象者が限定される場合が多くなっています。

一方、「地域福祉」は、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス提供者、行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けられたり、助けたりする関係を築きながら、“共に生き、支え合う社会”を実現しようとすることです。



## (2)社会の変化と地域福祉計画策定の背景

社会福祉制度は、戦後間もない時期における生活困窮者の保護・救済を目的として出発し、その後の経済成長と共に発展してきました。

しかし、「地域社会の変化」に伴い、多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの社会福祉に共通な基盤的制度的見直しが行われることになりました。これが「社会福祉基礎構造改革」です。

この改革では、生活上の様々な問題が発生し、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなった個人が、人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい生活を送れるよう支援することが、これからの社会福祉の目的であるとし、①個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、②質の高い福祉サービスの拡充、③地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実、を3つの柱として改革が行われました。この改革の中で、平成 12（2000）年6月に社会福祉事業法が改正され、「社会福祉法（以下「法」という。）」が成立しました。そして、「地域福祉の推進」は法第 107 条を根拠とする計画です。

更に、我が国全体で少子高齢・人口減少が進み、複合化する課題を抱える個人や世帯に対する支援や、「制度の狭間」の問題など、既存の制度で解決が困難な課題に対応するため、地域の力と公的支援が連動した包括的な支援体制の構築をめざし、平成 29 年6月に社会福祉法が改正されました。

法改正に伴い、地域福祉計画は、福祉に関して共通して取り組むべき事項を定めるなどの改正がありました。



【参考：改正社会福祉法より抜粋（平成 30 年 4 月 1 日施行）※下線部は追加内容  
（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 2 項 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 3 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事項に関する事項

# 1-3 地域包括ケアシステムと4つの「助」

## (1) 地域包括ケアシステムの強化

「地域包括ケアシステム」は、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築をめざすものです。

今日、介護保険制度など高齢者分野を中心に進められていますが、このことは、子育て、障がいのある人、生活に困窮した人など、あらゆる人に共通したことから、「地域包括ケアシステムの強化」を図ります。

## (2) 4つの「助(自助・互助・共助・公助)」

地域福祉を推進するためには、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・町などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。

そのため、以下の項目を組み合わせた視点が重要となります。

### ◎自助(個人)

自分で自分を助けることです。自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、自発的に自身の生活課題を解決する力。

### ◎互助(近隣)

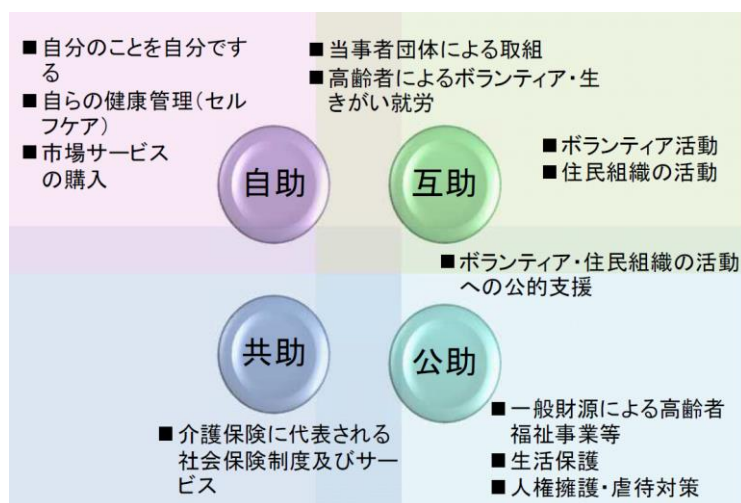
家族・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係性をもつ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いに助け合ったりすることです。

### ◎共助(保険)

制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立ちます。

### ◎公助(行政)

自助・互助・共助では対応できないこと(困窮等)に対して、必要な生活保障を行う社会福祉制度のことです。



資料: 地域包括ケア研究会

## 1-4 地域福祉は地域住民が主体となる計画

---

### (1) 全ての地域住民が主体となり、地域が主体となる計画

これまでの社会福祉は、ややもすると行政から町民への給付という形をとってきました。これからは、個人の尊厳を重視し、自分に適したサービスを選択できる社会福祉でなければなりません。つまり、主体は利用者自身なのです。また、地域福祉は、現に福祉サービスを利用している人だけを対象としたものではなく、また、子育て世帯、高齢者、障がい者などに限らず、様々な生活の困りごとを抱えている人など、全ての町民が対象です。

また、横浜町には、約 4,700 人（平成 29 年 12 月現在）の人が生活していますが、いろいろな人がいて、いろいろな家族が生活しています。それぞれの思いや生き方も違います。大切なのは、一人ひとりがお互いを尊重しながら、「助ける人」と「助けられる人」という一方的な関係ではなく、「持ちつ持たれつ」「お互い様」という対等で相互の関係を築くことです。

一人ひとりが普通に幸せを感じ、また、横浜町を暮らしやすくするためには、全ての地域住民が主体となり、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げ、一人ひとりが地域の担い手となることが必要なのです。

### (2) 地域福祉の担い手とは

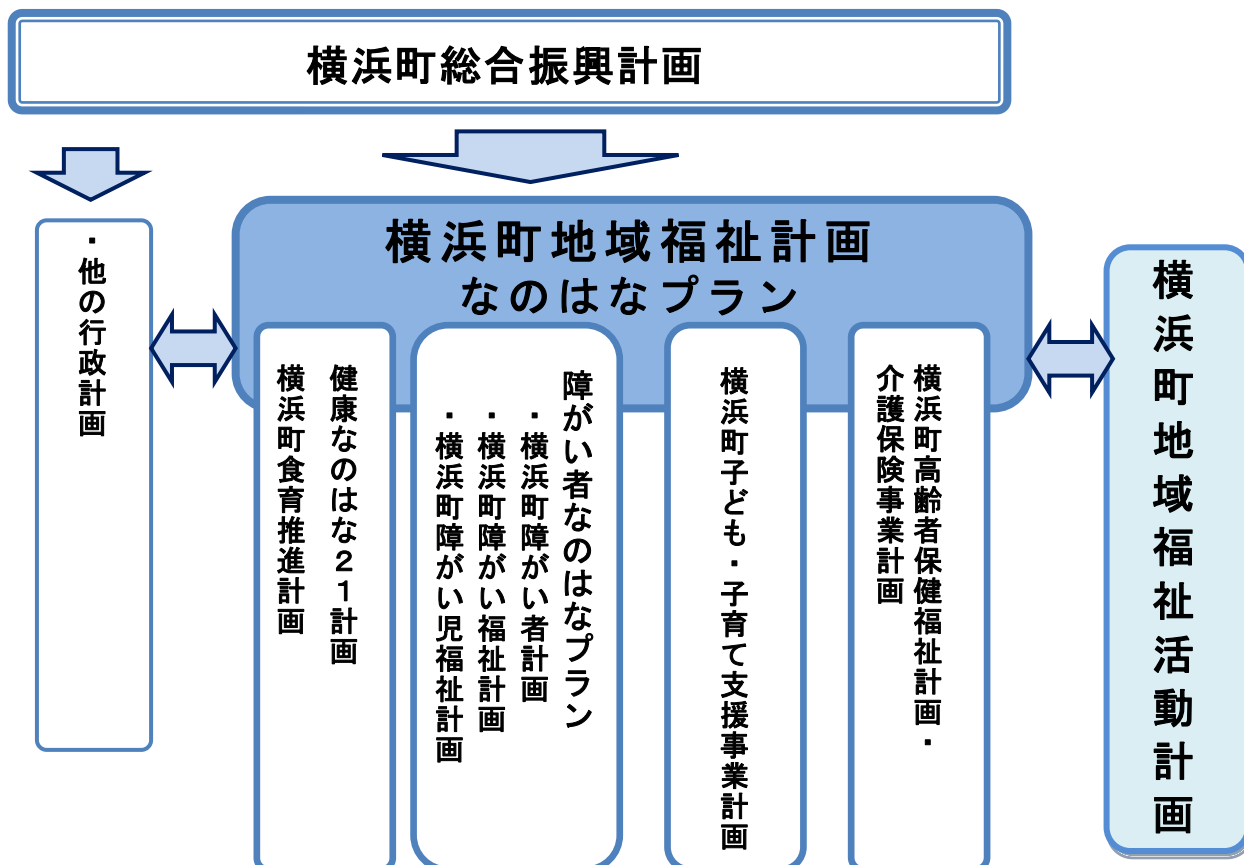
地域福祉は、その地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人、活動している団体など、「地域で生活し、活動している全ての人」が推進の担い手です。

具体的には、地域住民、町内会、一般企業、商工会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、ボランティア団体、学校、農協・漁協、社会福祉法人、民間事業者等、横浜町で生活する人、働く人など全ての人や団体です。

## 1-5 計画の位置づけ

本計画は、高齢者、障がい者、児童福祉・子育て支援、健康づくり等の健康福祉に関する個別計画の上位計画です。

### ■他計画との関係



# 1-6 計画期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの5年間とします。

## ■計画の期間

計画名	年度								
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	
地域福祉計画	第2期		第3期計画					次期	
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第6期計画		第7期計画			第8期計画			
障がい者計画	1次	第2次計画							
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第4期計画		第5期障がい福祉計画			第6期計画			
			第1期障がい児福祉計画			第2期計画			
子ども・子育て支援 事業計画	(第1期)計画				次期計画				
健康なのはな21計画	第2次計画								
横浜町食育推進計画	第1次		第2次計画						

## 1-7 計画の策定体制

---

本計画の策定に当たり、町民アンケート調査、パブリックコメント<sup>1</sup>手続等による町民の意見・要望を収集しました。

なお、アンケート調査結果は、P17～26に掲載しています。

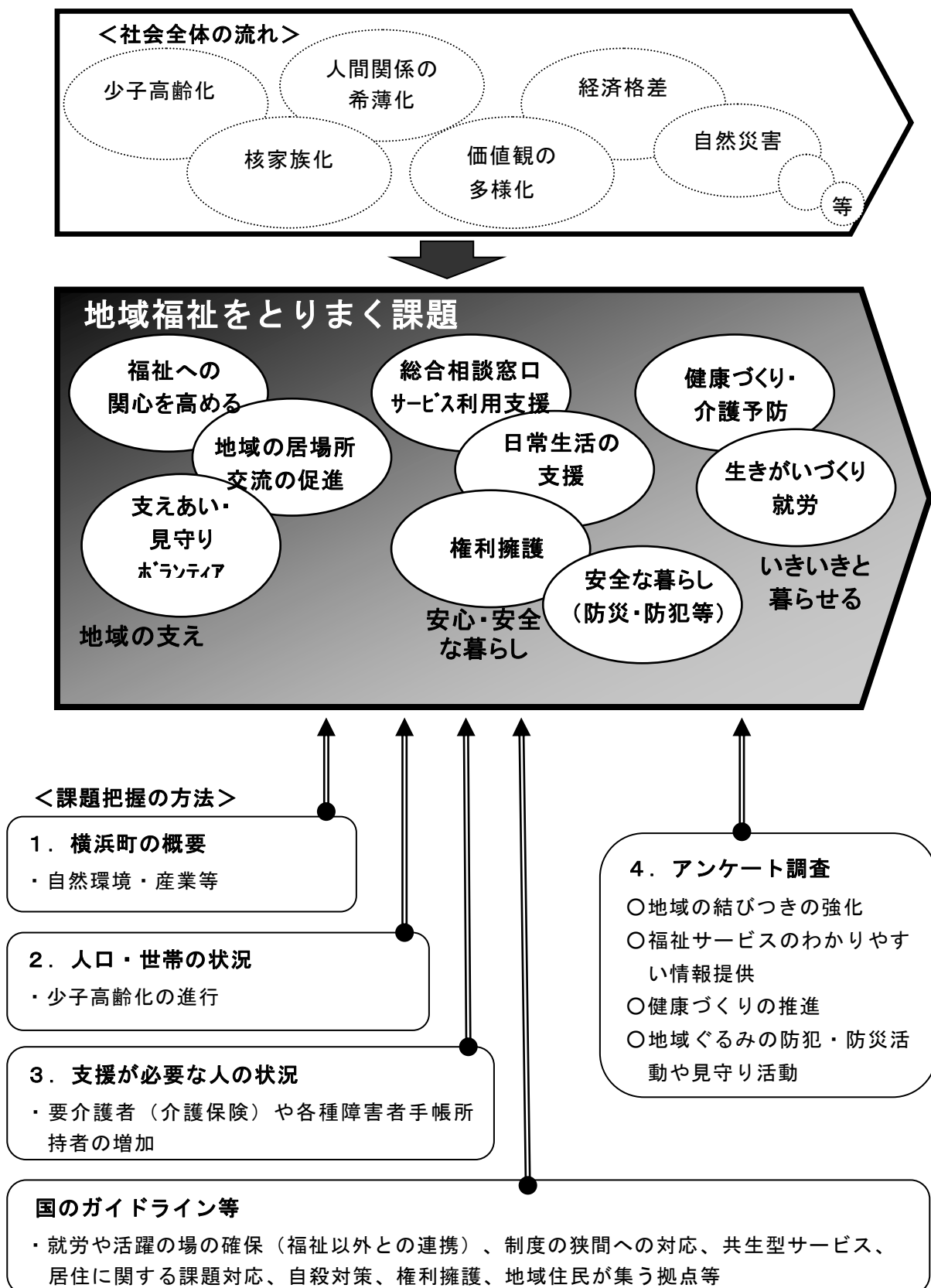
また、各種団体などの代表者で組織される「横浜町地域福祉計画策定委員会」の意見を反映しながら策定しました。

---

<sup>1</sup> パブリックコメント:町民生活に広く影響を及ぼす町政の基本的な計画や条例等を立案する過程で、その案の趣旨、内容等を公表して町民等から意見を募集し、これに考慮して意思決定を行う一連の手続きのことです。

## 第2章 横浜町の地域福祉をとりまく課題の整理

地域福祉をとりまく現状と課題について、人口や世帯の状況や分野別計画、町民アンケート調査等をもとに課題を整理しました。



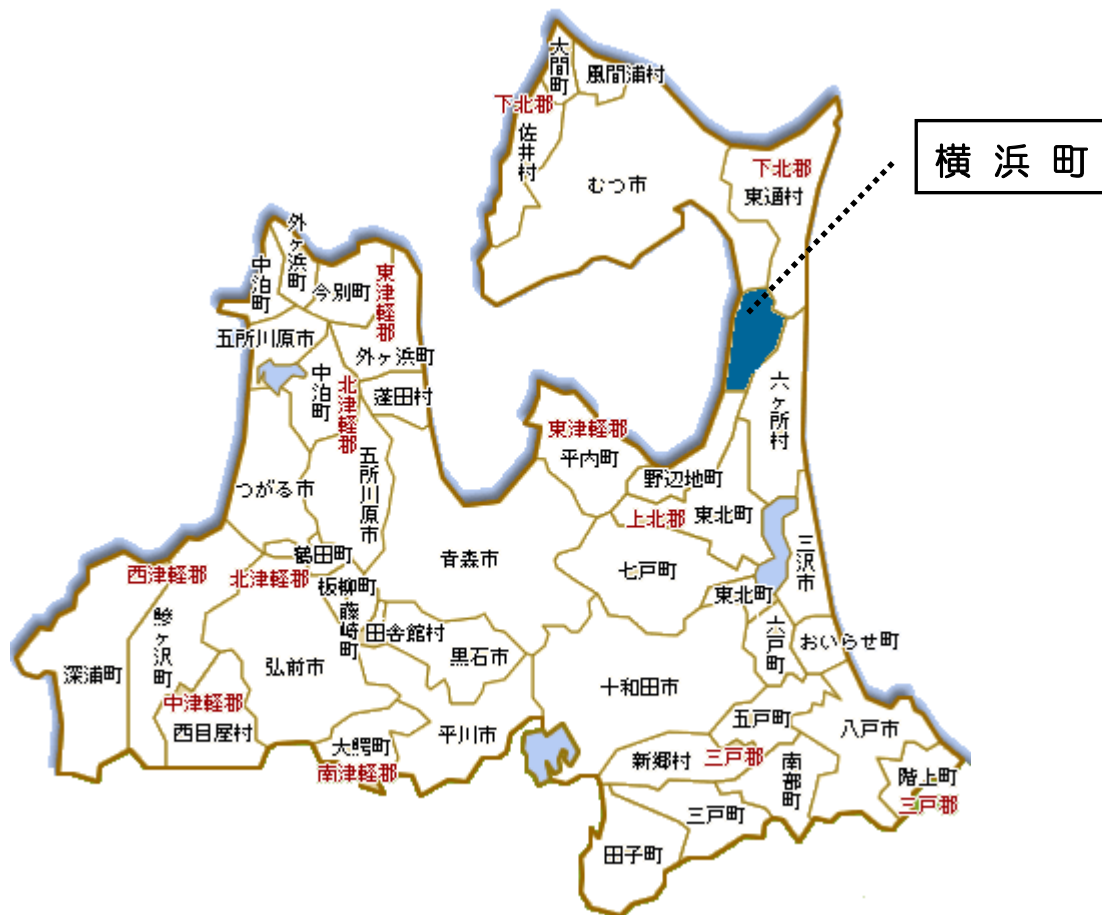


## 2-1 横浜町の概要

### (1)位置・自然環境

横浜町は本州最北端の下北半島の首位部（東経 141° 15′ 07″ ・北緯 41° 04′ 50″ ）に位置し、北はむつ市、東は六ヶ所村及び東通村、南は野辺地町と接し、西は陸奥湾に面した面積 126.38K㎡の臨海山村で、県都青森市から自動車です約 1 時間 30 分の距離にあります。町名のいわれは、昔、海路が経済の中心であった頃、海上から見た当地は横に平らで長く見えたことから「横平」と呼ばれ、「横浜」と転じたとされています。気象は、西風が強く 11 月～3月の平均風速は約 7.1mとなっています。5月～6月は「やませ」と呼ばれる偏東風が気温を下げ、特に農作物への影響が大きくなっています。

■横浜町の位置



## (2)沿革

下北半島は、古くは陸奥国糠部郡宇曾利郷と呼ばれ、江戸期には南部藩の直轄地とされていました。明治 22 年（1889 年）市町村制施行により「横浜村」と立村され、以来 12 代村長によって施政が行われましたが、昭和 33 年（1958 年）町制を施行し、「横浜町」となり、現在に至っています。

## (3)産業

横浜町は第 1 次産業の農業・漁業を基幹産業とする半農・半漁の町です。産業別就業人口の推移は、昭和 40 年には第 1 次産業従事者が全就業者数の約 72%を占めていましたが、昭和 50 年頃から第 1 次産業から第 2 次産業、第 3 次産業へとシフトしてきています。漁業では、昭和 50 年頃にナマコをヒバ樽につめて冬季限定で出荷したところ、県内外で人気を集めたため、平成 4 年には「横浜なまこ」を町の魚に指定し、ブランド化を進めているほか、湾内漁業という性格からホタテの養殖が盛んに行われてきました。また、農業の形態は、水稲・畑作野菜の複合経営と畜産が主であり、酪農については専門化がなされています。特に「菜の花」の作付面積は約 156ha を誇り、観光資源とするほか、菜の花を利用した商品も数多くあります。

## 2-2 人口及び世帯等の状況

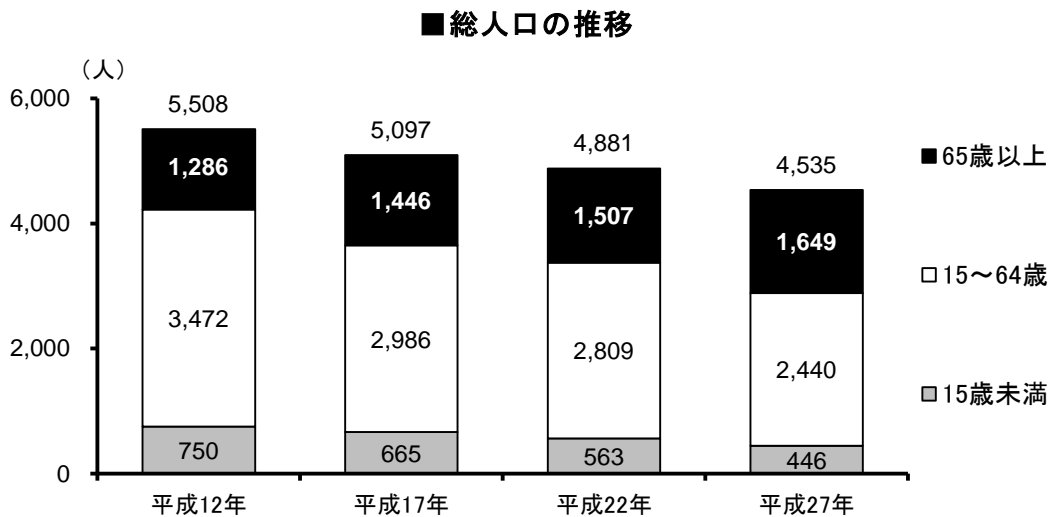
### (1)人口の状況

#### ①総人口の推移

総人口は減少の一途で、平成27年には4,535人と、平成12年の5,508人から15年間で973人、約18%減少しています。

65歳以上の人口は増加の一途で、平成27年現在1,649人で、15年間で28%増加しています。

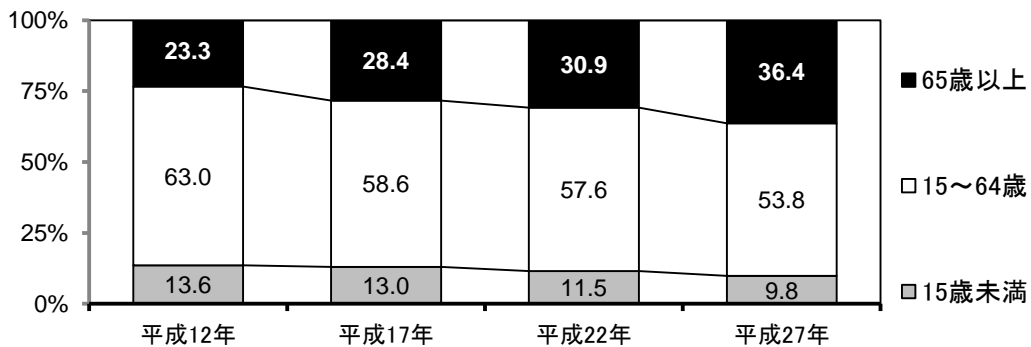
高齢化率（年齢不詳を除く総数に対する65歳以上の割合）は、平成12年には23.3%でしたが、平成22年には30%を超え、平成27年には36.4%となっています。一方、年少人口比率（0～14歳）は、平成27年現在、9.8%と、10%を下回っています。



※総人口には年齢不詳を含むため、年齢区分別の人口の合計値と一致しない場合がある。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

#### ■ 年齢3区分別人口比率の推移



※比率は、年齢不詳を除く総数に対する割合。

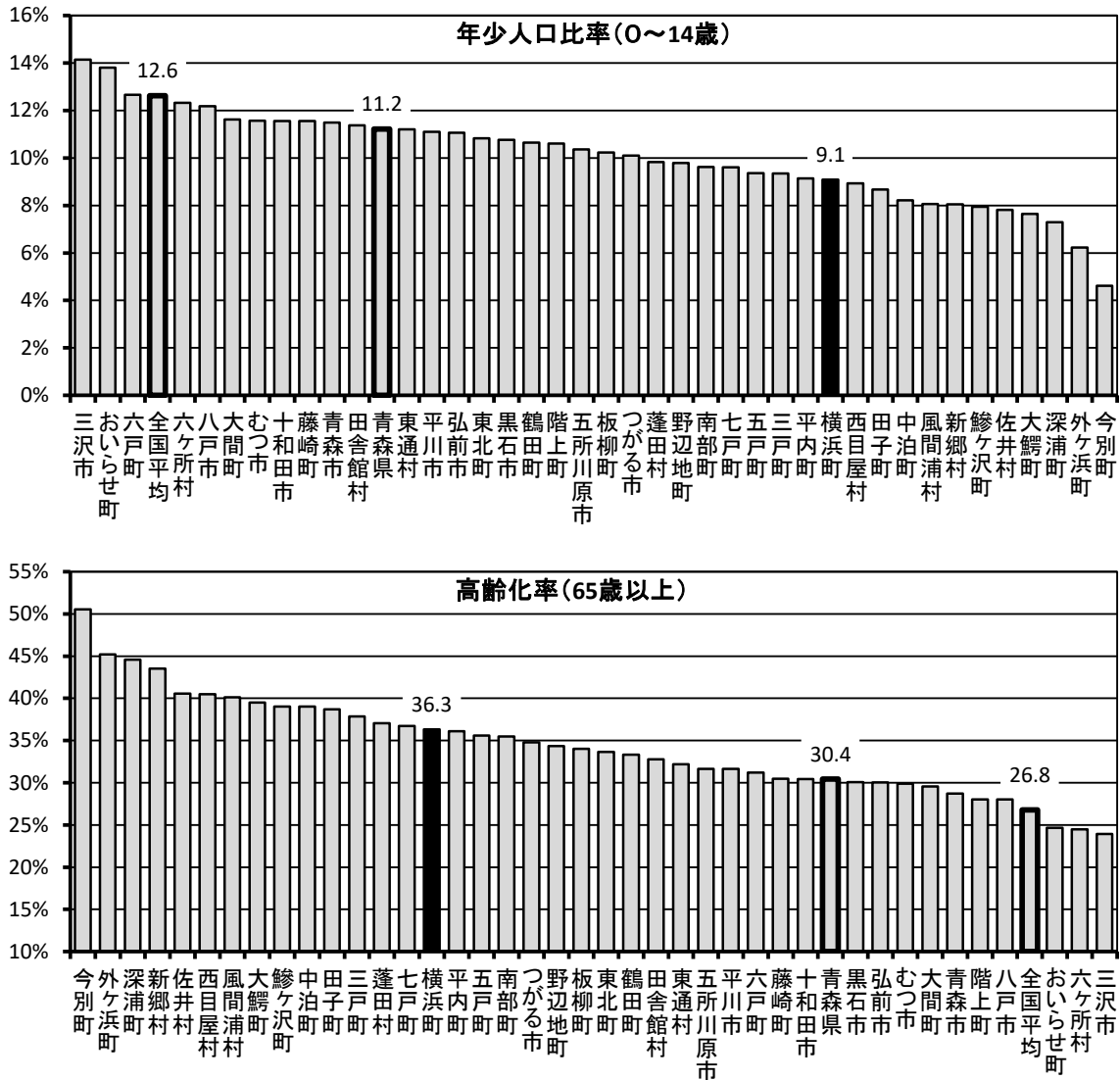
小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、合計値が100%とならない場合がある。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## ②県内市町村との人口構成比較

人口構成（年少人口比率・高齢化率）をみると、年少人口は 9.1%で、青森県（11.2%）、全国平均（12.6%）よりも低くなっています。一方、高齢化率は 36.3%で、青森県（30.4%）、全国平均（26.8%）よりも高くなっています。

■ 県内市町村の年少人口比率・高齢化率の比較



資料: 総務省 住民基本台帳(平成 29 年 1 月 1 日現在)

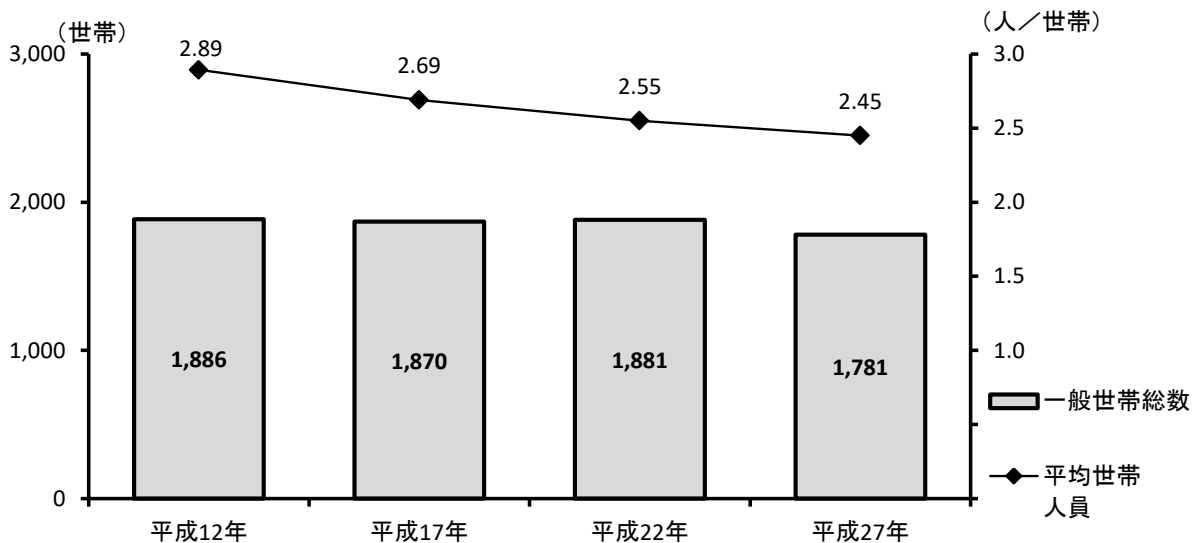
## (2)世帯の状況

### ①世帯数の推移

世帯数は、平成 22 年までは横ばいで推移してきましたが、平成 22 年から 27 年にかけて 100 世帯減少し、平成 27 年現在、1,781 世帯となっています。

平均世帯人員は、人口減少が進んでいることから、平成 12 年の 2.89 人／世帯から平成 27 年には 2.45 人／世帯に減少しています。

■世帯数・平均世帯人員の推移

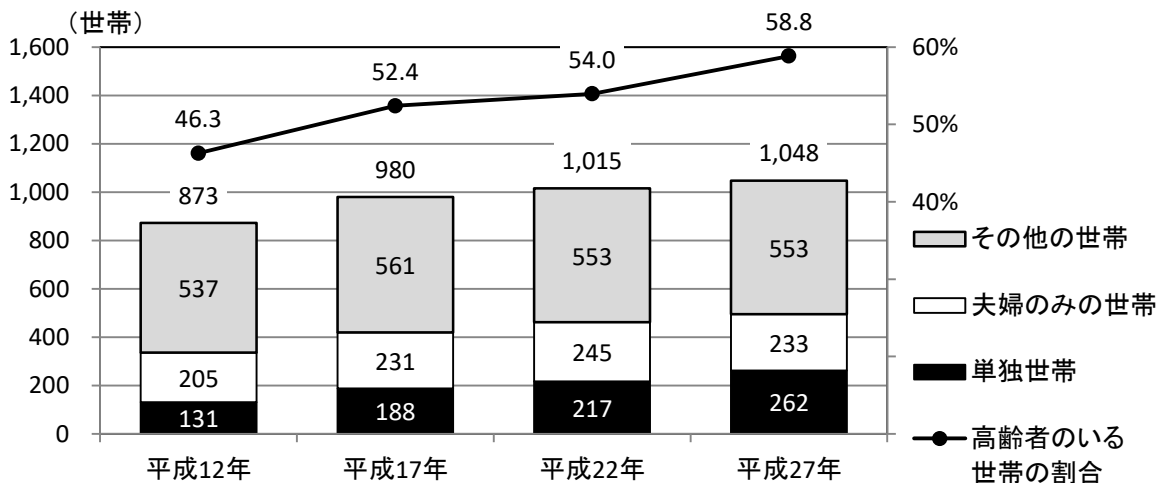


資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

### ②高齢者世帯の推移

- ・65 歳以上の高齢者のいる一般世帯総数は増加の一途で、平成 27 年 3 月現在、1,048 世帯で、一般世帯総数（1,781 世帯）に対する比率は 58.8%です。
- ・世帯構成別にみると、単独世帯が増加しています。

■65 歳以上の高齢者のいる世帯比率の推移



資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

## 2-3 数値でみる要支援者等の状況

### (1) 学齢前児童数

平成 29 年度の学齢前児童数は 175 人となっています。平成 25 年度と比較した場合、半数近くに減少しています。

#### ■学齢前児童数の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
学齢前児童数	313 人	262 人	178 人	171 人	175 人

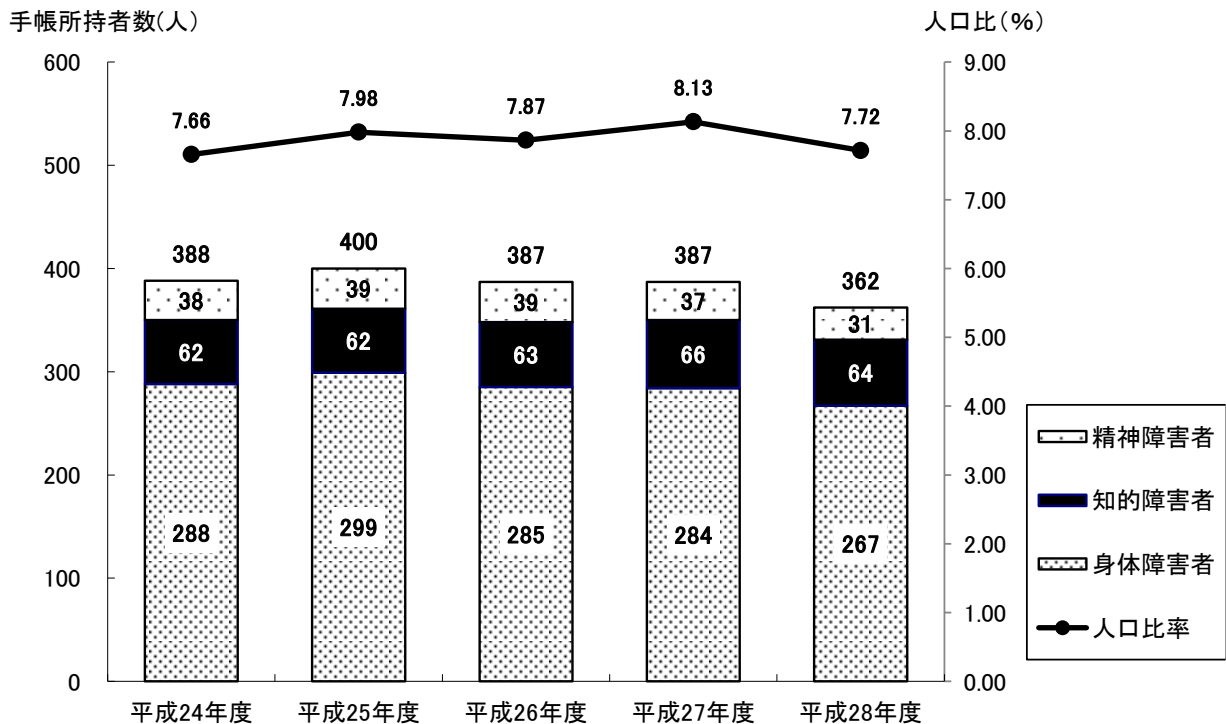
資料：上北地方福祉事務所

### (2) 障がいのある人(手帳所持者等)

#### ①手帳所持者数等の推移

各種手帳所持者数は緩やかに減少しています。また、総人口に対する比率は 8%前後で推移しています。

#### ■各種手帳所持者数等の推移



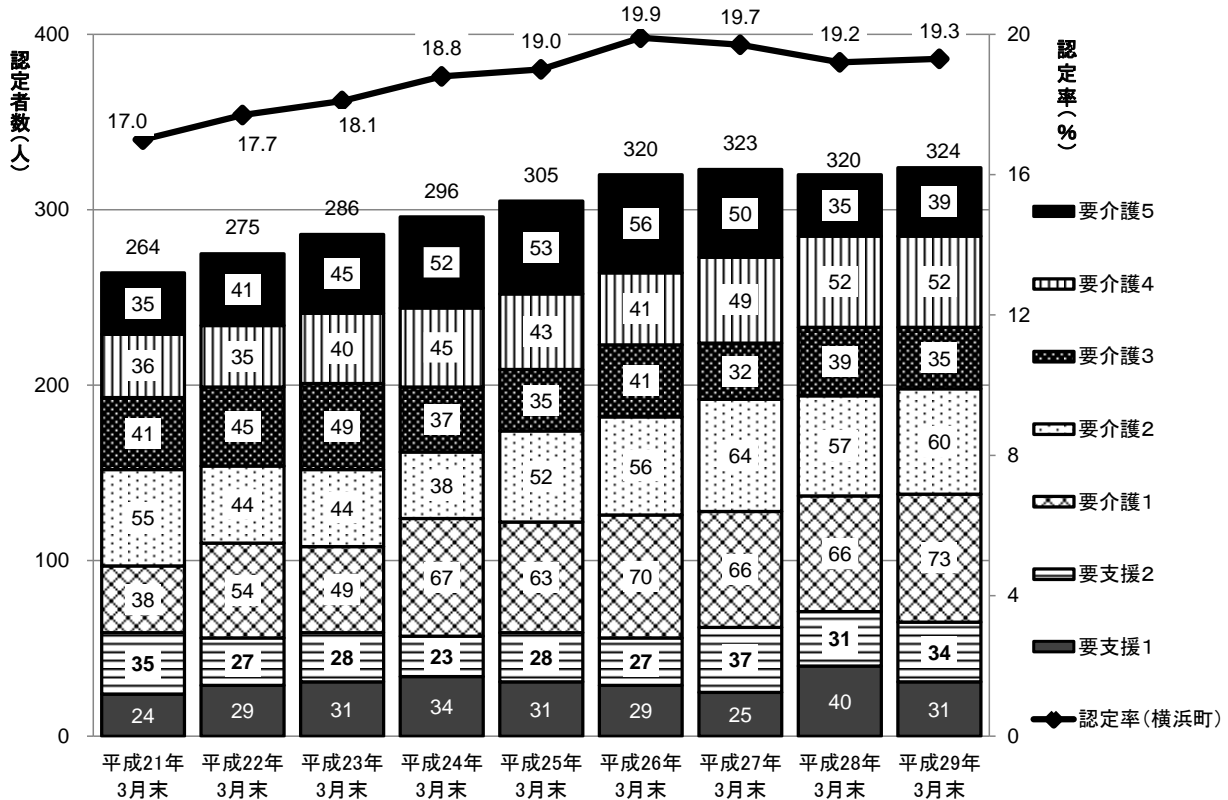
※重複障害のあるため、実人数とは異なる。

資料：住民基本台帳 各年度末現在

### (3) 介護保険要介護認定者

要介護（支援）認定者数は、増加の一途でしたが、平成 26 年 3 月以降、320 人台を横ばいで推移しており、要介護認定者数は 19% 台で推移しています。

■ 要介護（支援）認定者数と認定率の推移（※第 2 号被保険者を除く）



資料：平成20～27年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、平成28年度：「介護保険事業状況報告（月報）」  
 ※認定者数は第2号被保険者を除く

### (4) 生活保護世帯

保護世帯、保護人員ともに、微増傾向にあります。保護率は県の値よりも高く推移しています。

■ 生活保護世帯数等の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
保護世帯	92 世帯	96 世帯	94 世帯	95 世帯	97 世帯
保護人員	122 人	131 人	129 人	129 人	130 人
保護率 *	横浜町	25.46‰	27.80‰	28.01‰	28.59‰
	青森県	22.35‰	22.67‰	22.99‰	23.12‰

\*：総人口に対する保護人員比率。‰(パーミル)：1000 分の 1 を 1 とする単位

資料：生活保護統計月報（各年3月末現在）

## 2-4 町民アンケート調査結果からみる現状と課題

### (1) 調査の概要

本調査は法に基づく横浜町地域福祉計画及び横浜町地域福祉活動計画の策定に向けて、その基礎資料とするために実施しました。調査の概要及び回収結果等は次のとおりです。

○調査の対象：横浜町にお住まいの16歳～64歳 2,202人

○調査方法：自己記入方式、郵送による調査票の配布・回収

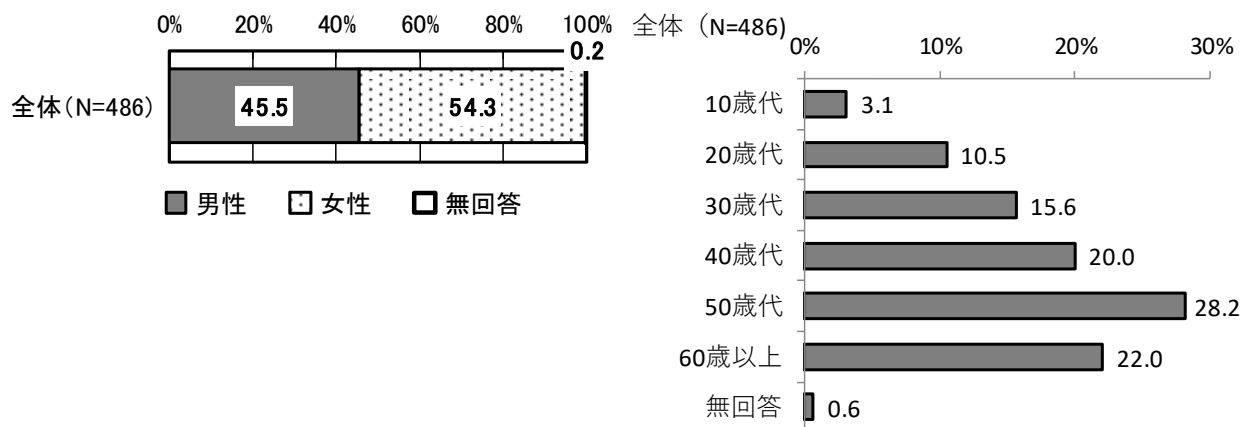
○調査時期：平成29年8月

○回収票数（率）：486票（22.1%）

### (2) 調査結果の概要

#### ① 回答者の属性

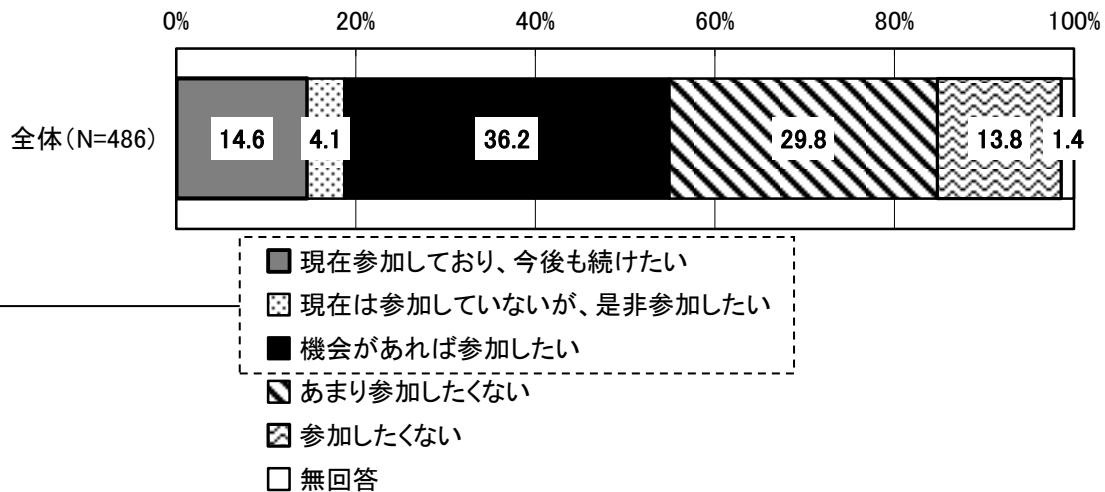
- ・「女性」が54.3%、「男性」が45.5%となっています。
- ・「50歳代」が28.2%と最も多く、次いで「60歳以上」が22.0%、「40歳代」が20.0%、「30歳代」が15.6%の順となっています。





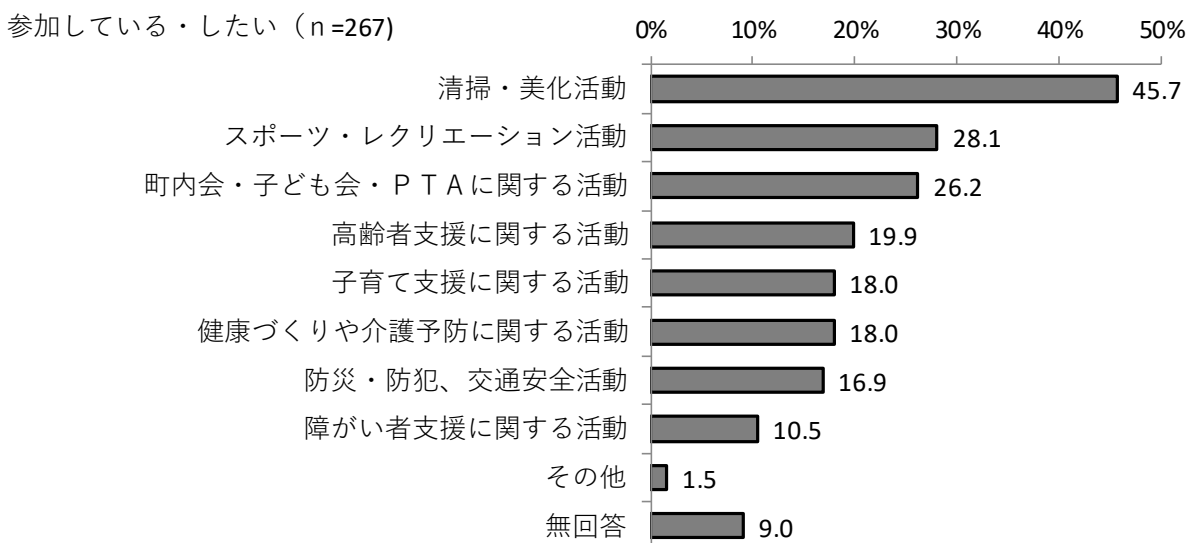
## ② ボランティア活動や地域活動への参加状況

- ・「現在参加しており、今後も続けたい」と「現在は参加していないが、ぜひ参加したい」「機会があれば参加したい」を合わせた割合は 54.9%となっています。
- ・「現在参加しており、今後も続けたい」の割合を年齢別にみると、「30 歳代」での割合が最も低くなっています。



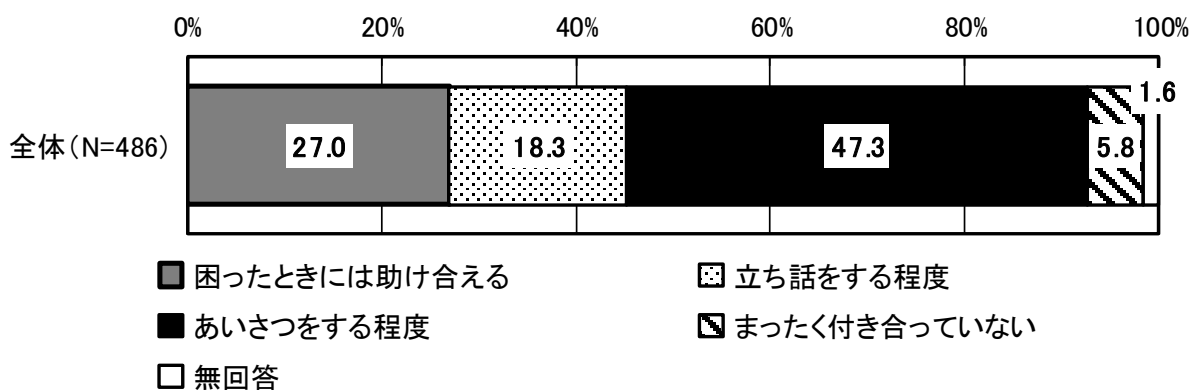
## ○ 参加したい(続けたい)ボランティアや地域活動の分野

- ・「清掃・美化活動」が 45.7%と最も多く、次いで「スポーツ・レクリエーション活動」が 28.1%、「町内会・子ども会・PTAに関する活動」が 26.2%、「高齢者支援に関する活動」が 19.9%の順となっています。
- ・「清掃・美化活動」は「本町地区」で(55.0%)での割合が高く、「スポーツ・レクリエーション活動」と「町内会・子ども会・PTAに関する活動」は「北地区」での割合が高く、「高齢者支援に関する活動」は「本町地区」での割合が高くなっています。



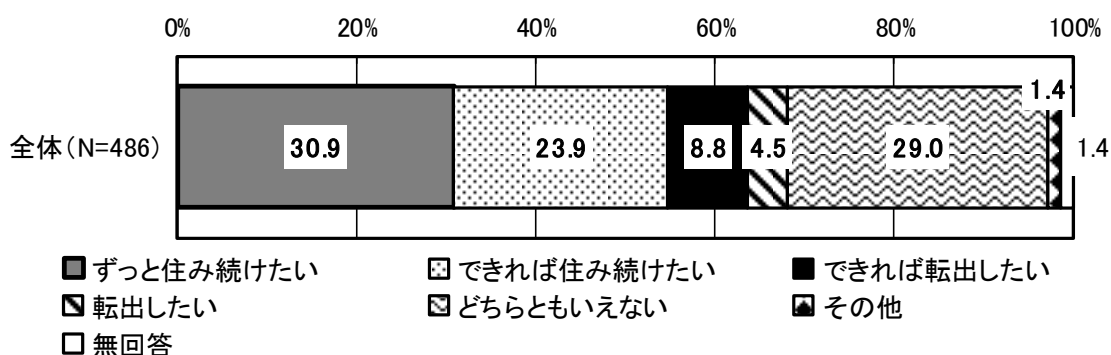
### ③近所との付き合いの程度

- 「あいさつをする程度」が 47.3%と最も多く、次いで「困ったときには助け合える」が 27%、「立ち話をする程度」が 18.3%、「まったく付き合いがない」が 5.8%の順となっています。
- 「困ったときには助け合える」の割合を地区別にみると、「南地区」での割合が高くなっています。また、年齢別にみると、30～50 歳では 10～20%台であるのに対し、「60 歳以上」では 45.8%と、高い割合となっています。



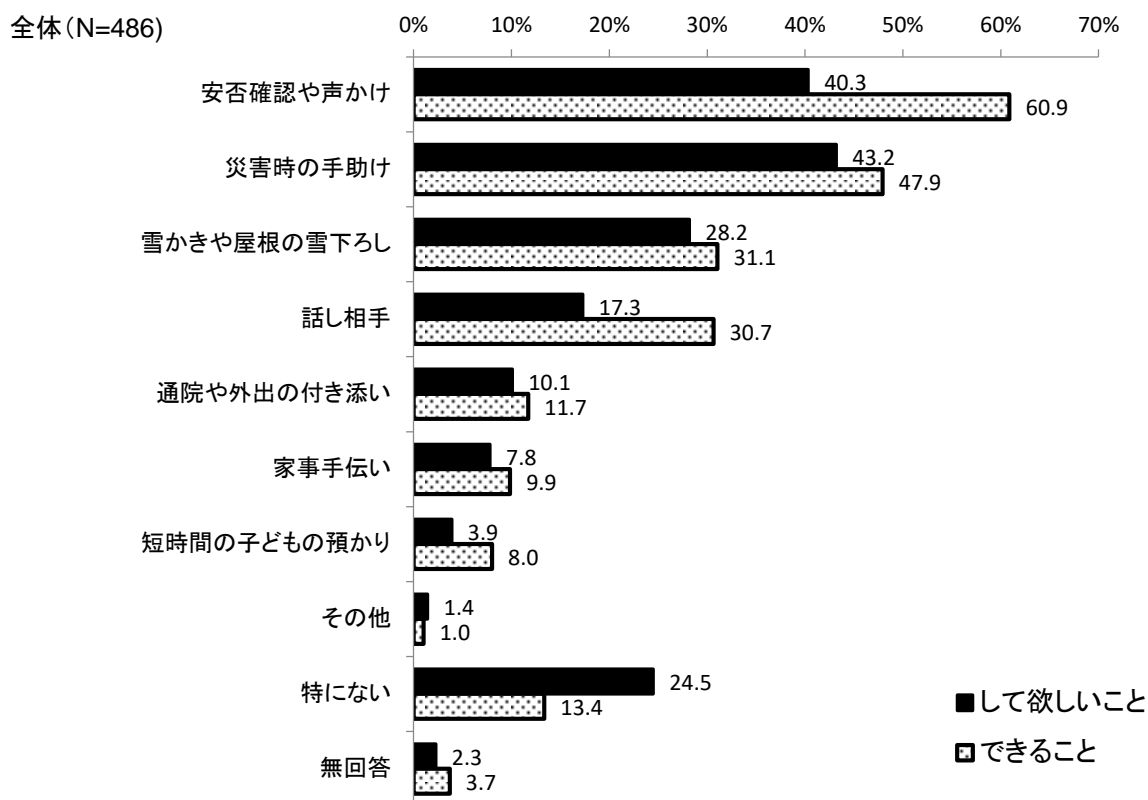
### ④居住継続意向

- 「ずっと住みたい」が 30.9%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が 29.0%、「できれば住みたい」が 23.9%、「できれば転出したい」が 8.8%の順となっています。
- 「ずっと住みたい」と「できれば住みたい」を合わせた割合は 54.8%となっています。



## ⑤自分や家族が日常生活が不自由に近所や地域に手助けしてほしいこと・手助けできること

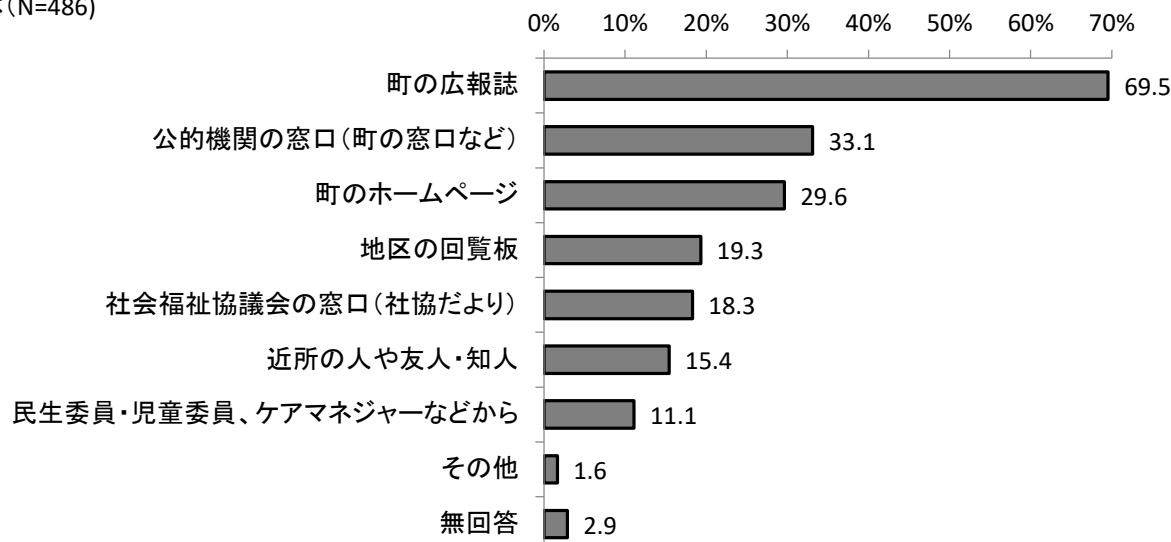
- 手助けしてほしいことは、「災害時の手助け」が 43.2%と最も多く、次いで「安否確認や声かけ」が 40.3%、「雪かきや屋根の雪下ろし」が 28.2%、「特にない」が 24.5%の順となっています。
- 一方、手助けできることは、「安否確認や声かけ」が 60.9%と最も多く、次いで「災害時の手助け」が 47.9%、「雪かきや屋根の雪下ろし」が 31.1%、「話し相手」が 30.7%の順となっています。
- 手助けしてほしいことで「話し相手」は全体では 17.3%で、地区別にみると、「南地区」での割合が高くなっています。
- 手助けできることで「雪かきや屋根の雪下ろし」の割合を地区別にみると、「北地区」での割合が高くなっています。



## ⑥町の福祉サービスや健康づくりに関する情報の入手方法(意向)

- ・「町の広報誌」が 69.5%と最も多く、次いで「公的機関の窓口（町の窓口など）」が 33.1%、「町のホームページ」が 29.6%、「地区の回覧板」が 19.3%の順となっています。

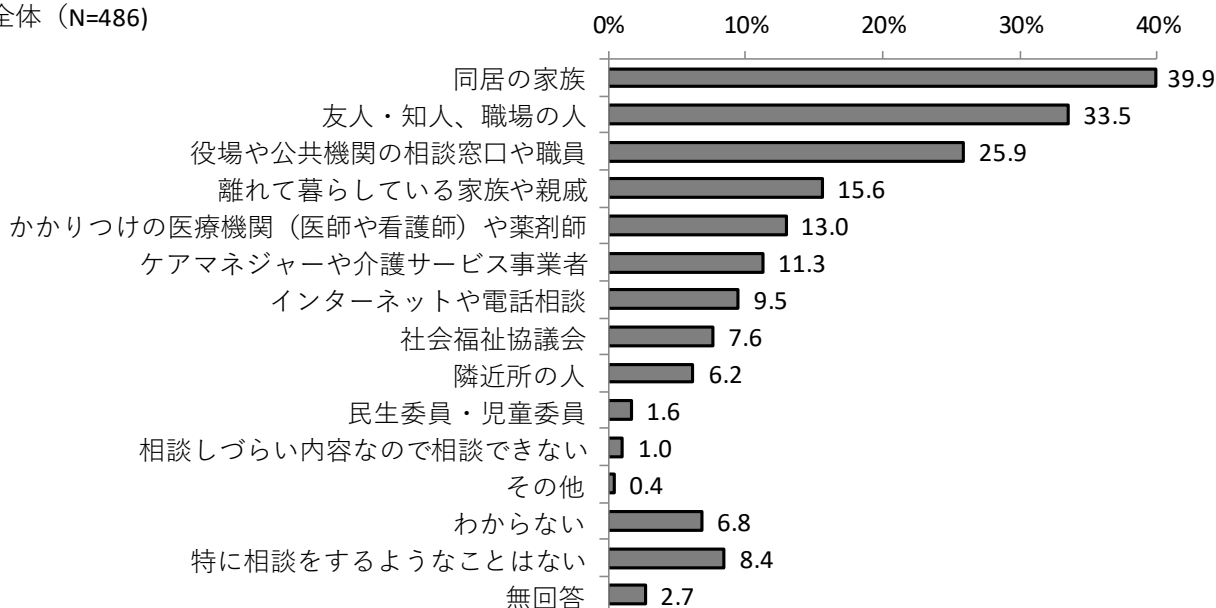
全体(N=486)



## ⑦福祉や健康づくりに関する相談相手

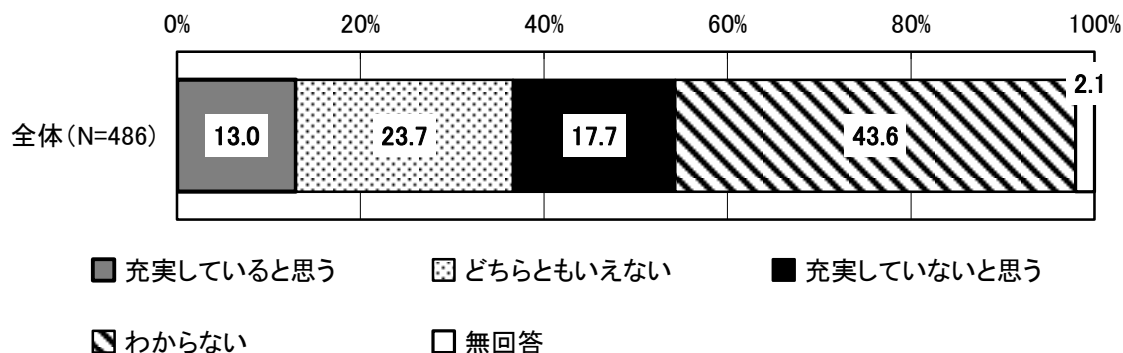
- ・「同居の家族」が 39.9%と最も多く、次いで「友人・知人、職場の人」が 33.5%、「役場や公共機関の相談窓口や職員」が 25.9%、「離れて暮らしている家族や親戚」が 15.6%の順となっています。
- ・「インターネットや電話相談」の割合を年齢別にみると、10～30 歳代での割合が高く、「60 歳以上」での割合が低くなっています。

全体(N=486)



### ⑧現在の福祉サービスや支援制度は充実度について

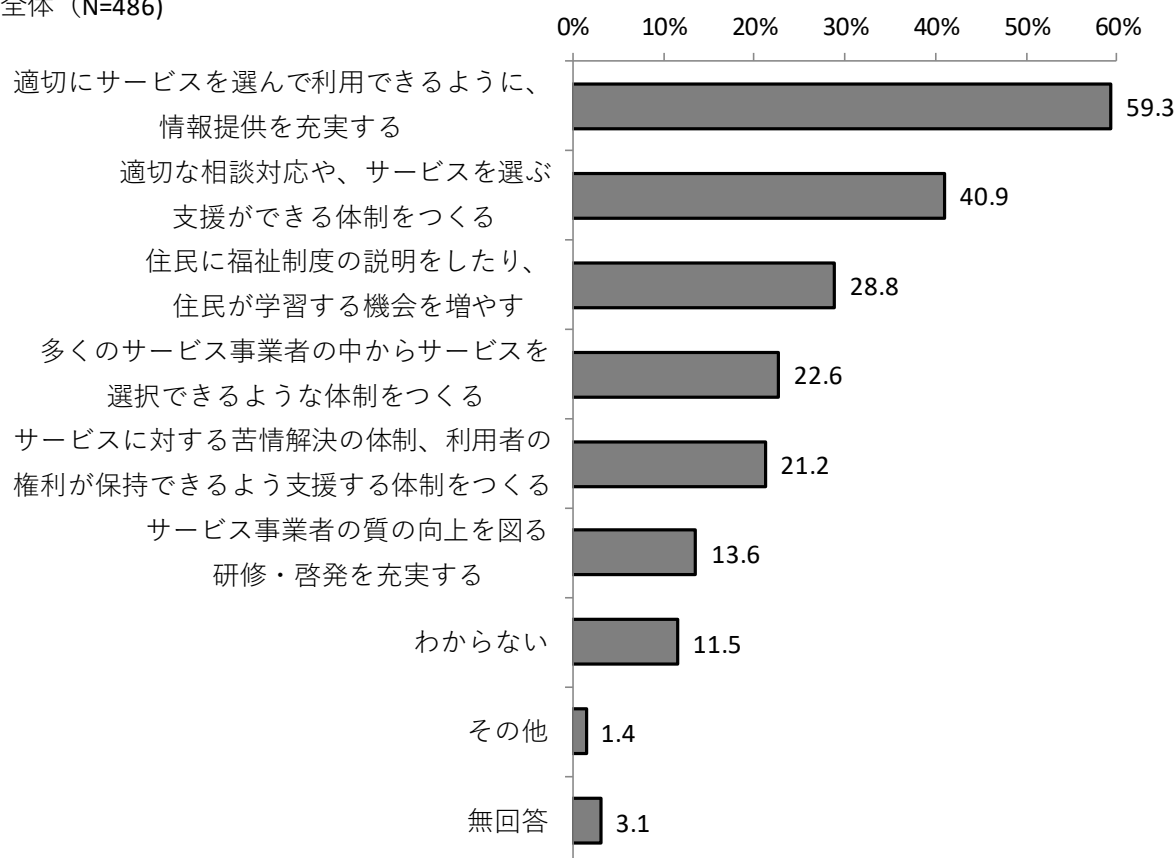
- 「わからない」が 43.6%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が 23.7%、「充実していないと思う」が 17.7%、「充実していると思う」が 13.0%の順となっています。



### ⑨必要な福祉サービスを利用できるようにするために町がすべきこと

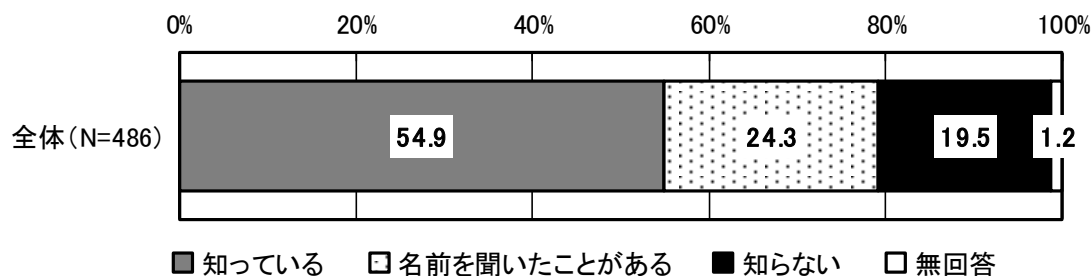
- 「適切にサービスを選んで利用できるように、情報提供を充実する」が 59.3%と最も多く、次いで「適切な相談対応や、サービスを選ぶ支援ができる体制をつくる」が 40.9%、「住民に福祉制度の説明をしたり、住民が学習する機会を増やす」が 28.8%、「多くのサービス事業者の中からサービスを選択できるような体制をつくる」が 22.6%の順となっています。

全体 (N=486)



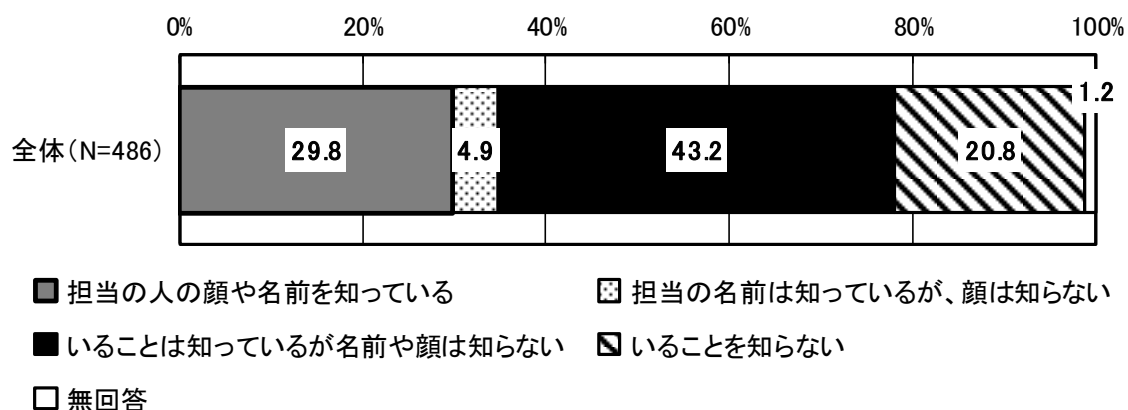
### ⑩横浜町社会福祉協議会の存在や活動について

- ・「知っている」が 54.9%と最も多く、次いで「名前を聞いたことがある」が 24.3%、「知らない」が 19.5%の順となっています。
- ・「知っている」の割合を地区別にみると、「本町地区」での割合が高くなっています。
- ・年齢が低いほど「知らない」の割合が高くなっています。



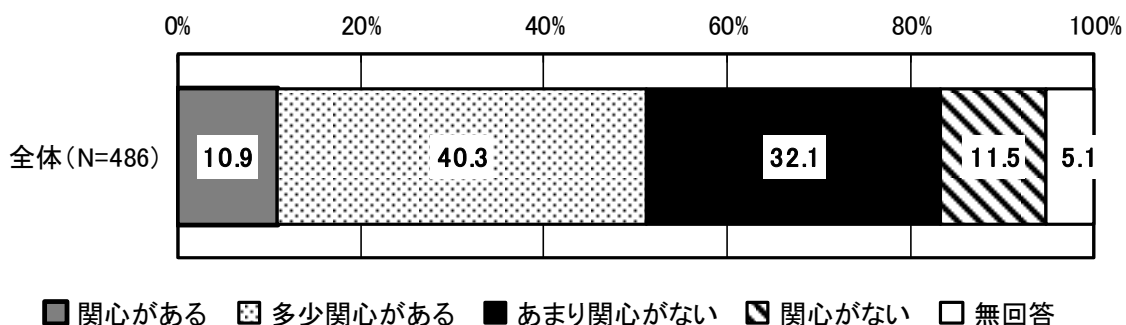
### ⑪地域の民生委員・児童委員について

- ・「いることは知っているが名前や顔は知らない」が 43.2%と最も多く、次いで「担当の人の顔や名前を知っている」が 29.8%、「いることを知らない」が 20.8%、「担当の名前は知っているが、顔は知らない」が 4.9%の順となっています。
- ・「担当の人の顔や名前を知っている」の割合を年齢別にみると、60 歳以上での割合が高くなっています。



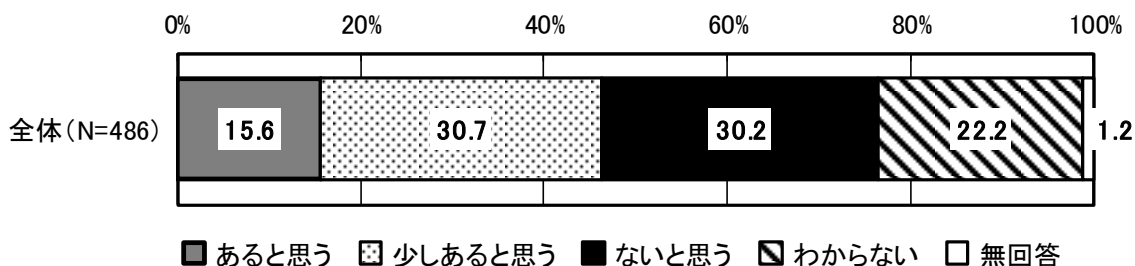
## ⑫人権や権利擁護について関心

- 「関心がある」と「多少関心がある」を合わせた割合は全体では 51.2%となっています。



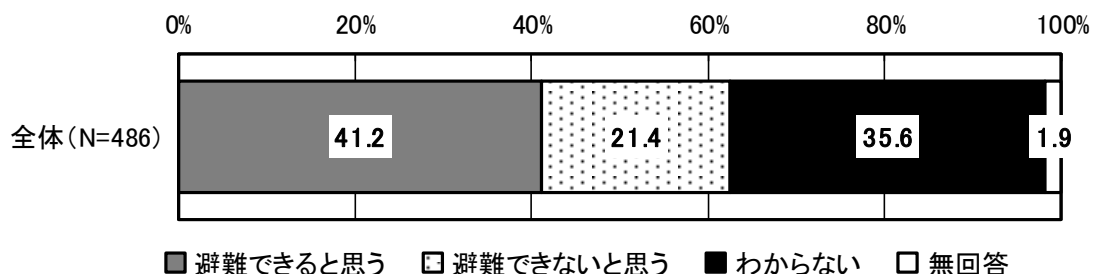
## ⑬身の回りで、障がいを経由とした差別や偏見について

- 「あると思う」と「少しあると思う」を合わせた割合は全体では 46.3%となっています。



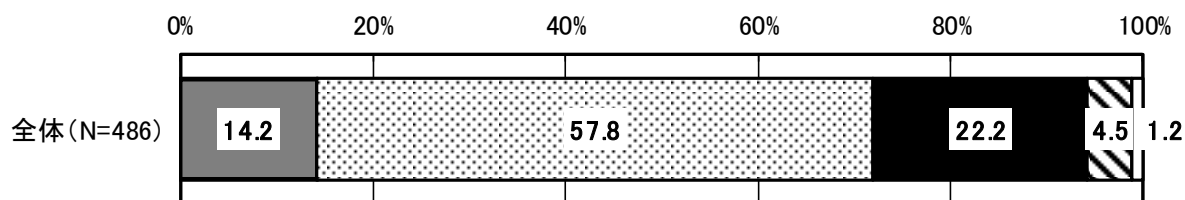
## ⑭災害などの緊急事態が発生した場合の避難について

- 「避難できないと思う」は全体では 21.4%です。地区別にみると、「南地区」での割合が高くなっています。また、年齢別にみると、「30 歳代」での割合が高くなっています。



### ⑮福祉課題の関心

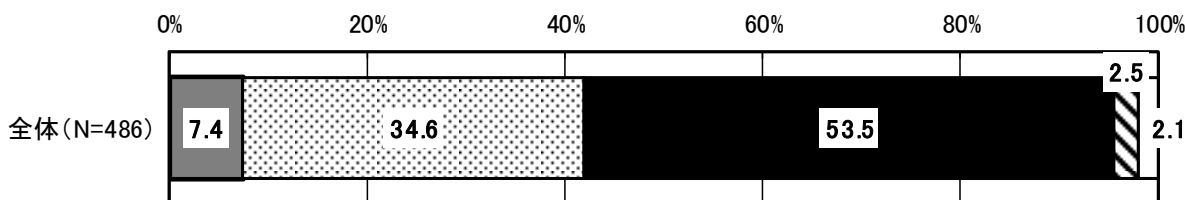
- ・「ある程度関心がある」が 57.8%と最も多く、次いで「あまり関心がない」が 22.2%、「とても関心がある」が 14.2%、「まったく関心がない」が 4.5%の順となっています。
- ・「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた割合は全体では 72.0%となっています。



■ とても関心がある □ ある程度関心がある ■ あまり関心がない ▨ まったく関心がない □ 無回答

### ⑯「福祉」を必要とする人の支援について

- ・「行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」が 53.5%と最も多く、次いで「国や県、市町村といった行政の責任で支えるべき」が 34.6%、「できるだけ人に頼らず、家族・親戚で支えるべき」が 7.4%となっています。
- ・「行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」の割合を地区別にみると、「本町地区」での割合が高く、「50 歳代」での割合が低くなっています。



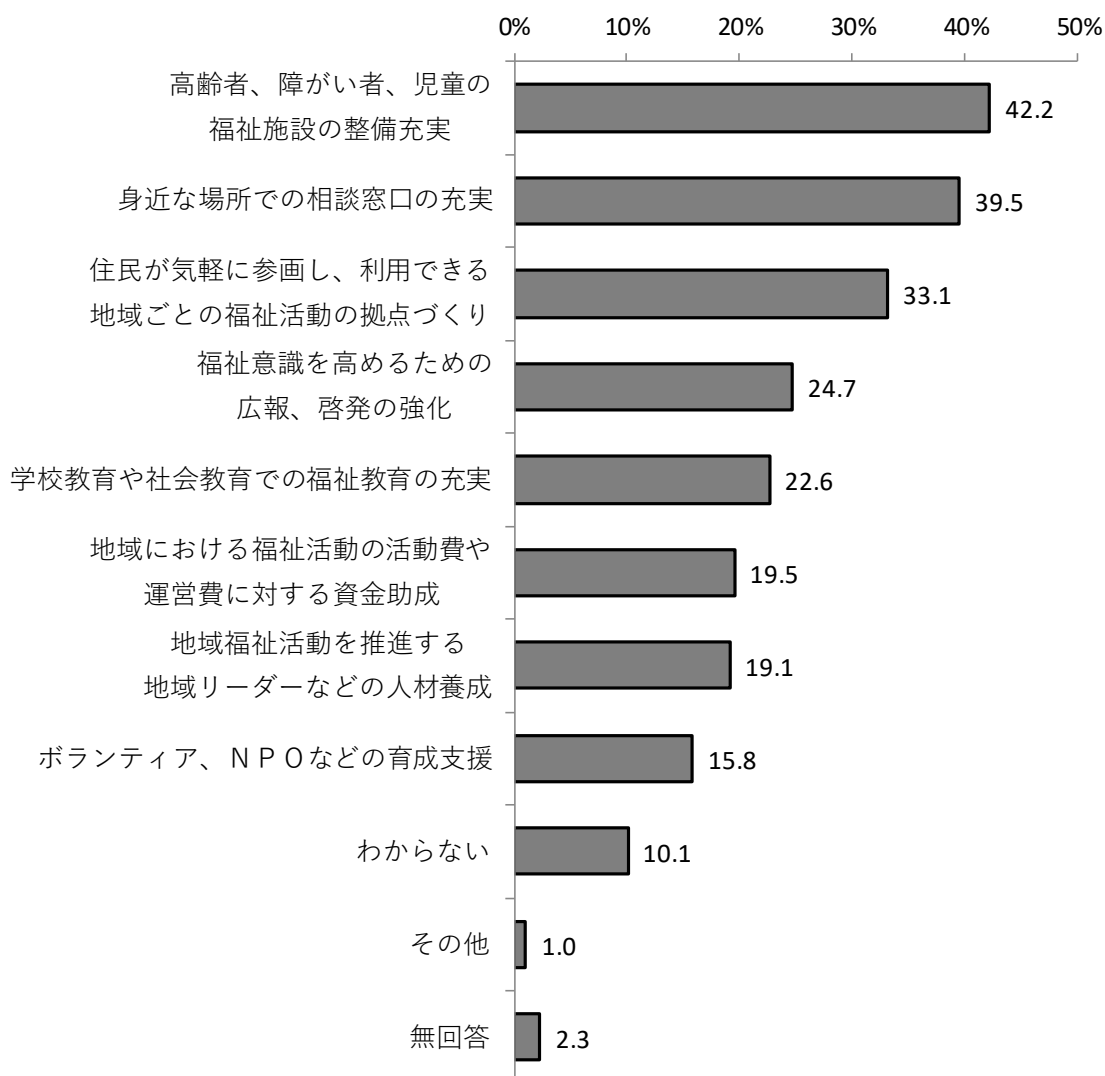
■ できるだけ人に頼らず、家族・親戚で支えるべき □ 国や県、市町村といった行政の責任で支えるべき  
 ■ 行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき ▨ その他  
 □ 無回答



## ⑰地域福祉を推進するために優先して取り組むべきこと

- 「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実」が 42.2%と最も多く、次いで「身近な場所での相談窓口の充実」が 39.5%、「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が 33.1%、「福祉意識を高めるための広報、啓発の強化」が 24.7%の順となっています。
- 「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実」の割合を地区別にみると、「北地区」での割合が高くなっています。
- 「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」は全体では 33.1%です。地区別にみると、「北地区」での割合が高くなっています。

全体 (N=486)



# 第3章 地域福祉推進の基本的な考え方

## 3-1 将来像(基本理念)・基本目標

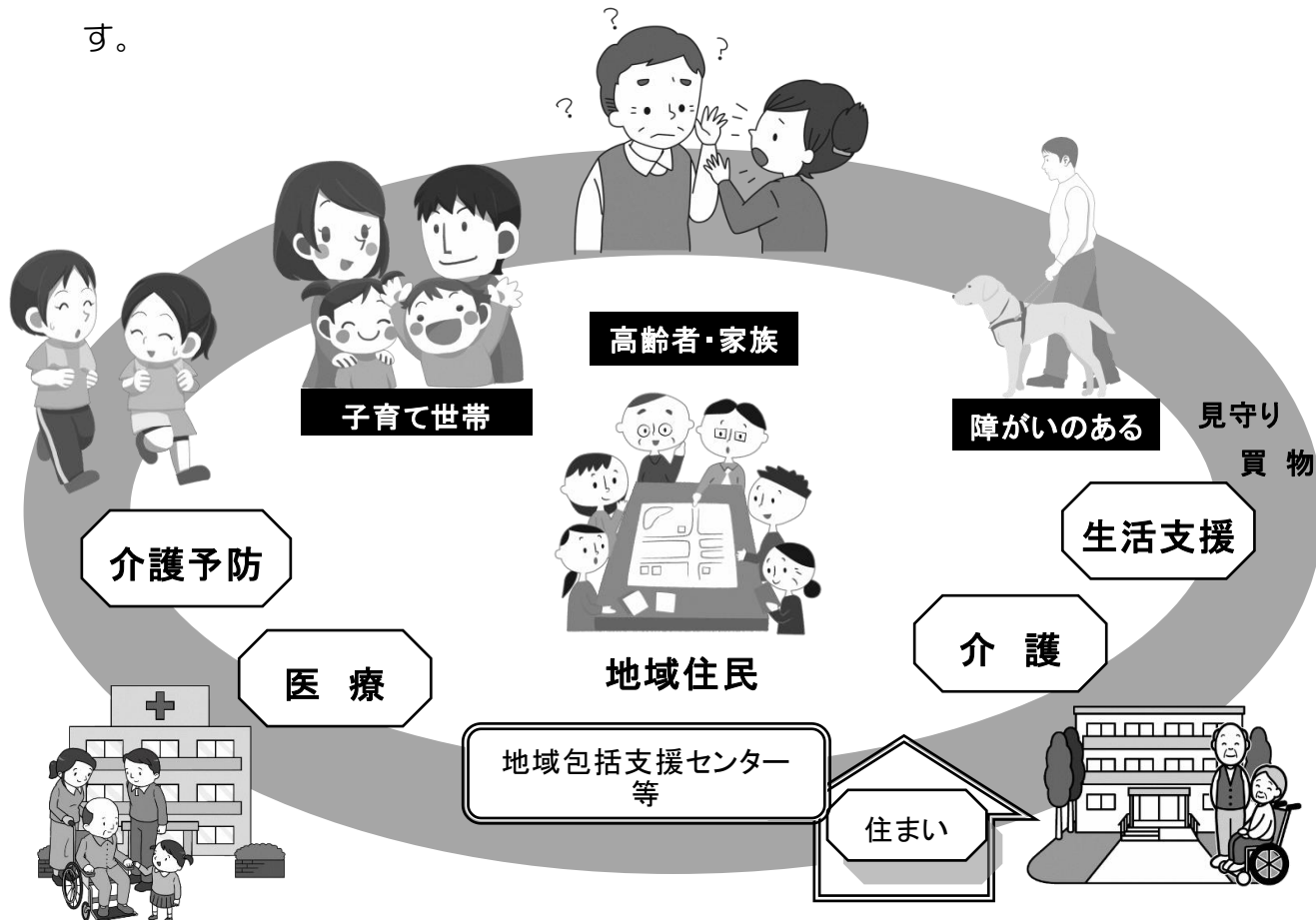
地域福祉の将来像とその実現に向け、本計画の基本目標を次のとおり定めます。

### めざす将来像(基本理念)

地域で、助け、支え合い、誰もが安心して

いきいきとして 住み続けられるまちづくり

加齢や認知症、障がい、子育て、その他の様々な事情から何らかの援助を必要とするようになって、介護保険サービスや障がい福祉サービス、医療など公的サービスの充実と合わせて、一人ひとりが誇りをもち、お互いに尊重し支え合いながら、住み慣れた地域で暮らし続けられる共生型のまちづくりを進めていきます。

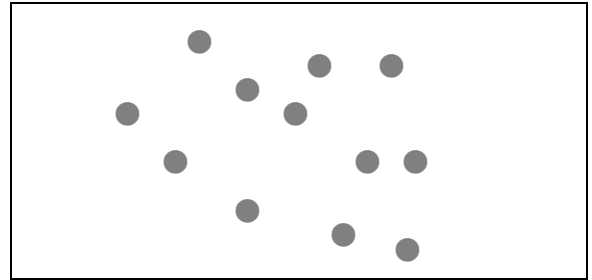


## 基本目標1 誰もが地域とのつながりを感じるまちづくり ～点から面へ～

地域福祉を進めるには、普段から隣近所や住民同士による協力や連携（あいさつ、見守り、声かけ、交流の機会づくり）をしていくことが重要になります。そのため、住民同士のふれあいを進め、地域コミュニティの形成や強化を図ることにより、地域で支える仕組みをつくります。

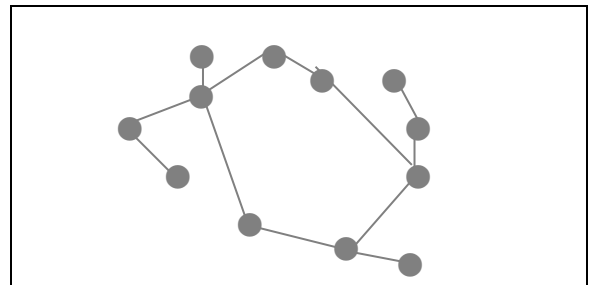
### ■地域で支える仕組みが広がるイメージ

#### ①地域の人や資源がバラバラな状態



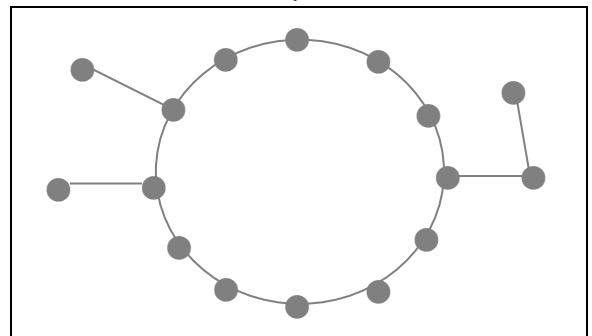
#### ②「点」をつなぐ

地域で出会いの場をつくり、地域交流が生まれるしかけをつくります。



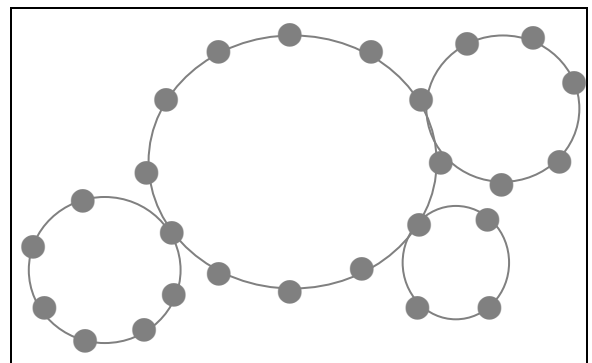
#### ③「わ」にする

地域における助け合い・支え合いなどのきっかけをつくります。



#### ④「わ」を広げる

地域福祉活動を地域に定着させます。



## 基本目標2 安心して暮らせるまちづくり

「一人暮らし高齢者でも」「介護が必要になっても」「障がいがあっても」「子育て中でも」、住み慣れた地域で安心して、一人ひとりが「普通の幸せ」を感じるまちづくりを推進します。

## 基本目標3 いきいきと暮らせるまちづくり

地域ぐるみの健康づくりや、経験を地域に役立てる活動を推進し、町民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。



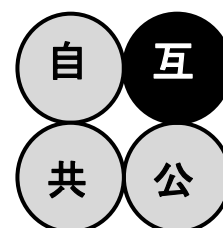
## 3-2 施策・事業の体系

将来像の実現をめざす施策・事業の体系は、次のとおりとします。

将来像	基本目標	施策	具体施策・事業
	1 誰もが地域 とのつながり を感じる まちづくり	(1) 福祉への関心を 高める	①広報・啓発活動の充実 ②学校や地域における福祉教育の充実
		(2) 誰もが参加できる 居場所づくり	①居場所づくり・サロン活動の推進
		(3) 支え合い・見守り 体制の充実	①地域における見守り体制づくり ②ボランティア活動等の推進
	2 安心して 暮らせる まちづくり	(1) 相談窓口の充実	①相談支援体制・情報提供の充実 ②生活困窮者の自立支援
		(2) 地域生活を支える サービスの充実	①サービス提供基盤の充実・質の向上 ②地域生活を支える各種福祉サービスの充実 ③子ども、高齢者、障がい者が一緒に 過ごせる共生型サービスの創設 ④住民と連携による生活支援の充実 ～日常生活総合支援事業の推進～
		(3) 一人ひとりが尊重 される地域づくり	①権利擁護の推進 ②虐待やDV防止の取組
		(4) 安全で暮らしやす い生活環境の充実	①バリアフリー・ユニバーサルデザインに よるまちづくりの推進 ②共生型の住まい方の検討 ③高齢者等の犯罪被害対策の充実 ④災害発生時の支援
	3 いきいきと 暮らせる まちづくり	(1) 健康づくり・介護 予防の推進	①心と体の健康づくりの推進 ②介護予防の推進
		(2) 高齢者・障がい者 等の社会参加の支 援	①シルバー人材センターを中心とした高 齢者の就労支援 ②障がい者の就労支援

### ■施策の方向性と「4つの助」の関係について

本計画は、4つの「助」の組み合わせによる計画です（P.3参照）。次ページ以降の各施策の表題部分に、4つの「助」を図式化してあります。各施策について、最も大きな「助」を黒塗りで表示してあります。例えば、右の図は「互助」に対して最も大きな役割が求められ、「自助」「共助」「公助」で補完し合いながら進める施策を表しています。



## 第4章 地域福祉の推進策

### 基本目標1 誰もが地域とのつながりを感じるまちづくり

地域福祉を進めるには、普段から隣近所や住民同士による協力や連携（あいさつ、見守り、声かけ、交流の機会づくり）をしていくことが重要になります。そのため、住民同士のふれあいを進め、地域コミュニティの形成や強化を図ることにより、地域で支える仕組みをつくりまします。



#### (1) 福祉への関心を高める

地域福祉に関する情報提供を積極的に行うことで、障がいの有無にかかわらず、また、子どもから高齢者まで町民一人ひとりが担い手となるよう地域福祉の意識の啓発を行います。

##### ① 広報・啓発活動の充実

地域福祉に関する情報提供や、催物・講座などを通じ、福祉への理解を広めていきます。また、支援を必要とする人が身近にいることを知らせることで、支援の輪を広げ、誰もが地域福祉の担い手となるよう働きかけを行います。

##### ◆ 具体的な取組

###### ○ 各種媒体による広報・啓発

- ・ 町の広報誌やホームページを活用した広報・啓発を進めていきます。

###### ○ 催物等を通じた啓発

- ・ 健診、各種教室での催物や、老人クラブなどの機会を利用し、PRを行います。

###### ○ 福祉サービス・制度の概要や手助けの方法を学ぶ講座等の開催

- ・ 支援が必要な人の理解や手助けの方法を学ぶ「認知症サポーター養成講座」等を実施します。
- ・ 介護保険制度をはじめとした各種福祉制度などについて地域で学ぶ機会として、町職員による「出前講座」等を検討します。

## ②学校や地域における福祉教育の充実

子どもを含む地域全体の福祉意識を高め、地域活動やボランティア活動への参加を促進していくために、総合的な福祉学習の推進に努めます。

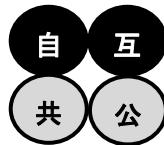
### ◆具体的な取組

#### ○体験等を通して福祉を学ぶ機会の充実

- ・小中学校において、「小中学校ボランティア体験（高齢者擬似体験、車いす・手話等）の協力」等を推進します。



## (2)誰もが参加できる居場所づくり



「一人暮らしの高齢者でも」「介護が必要になっても」「障がいがあっても」「子育て中でも」、地域で生活をしている様々な人が、心地よさを感じる居場所づくりを促進します。

### ①居場所づくり・サロン活動の推進

高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭など、地域の誰もが参加できる憩いの場や集いの場など、地域が主体となって行うサロン活動の後方支援を行います。

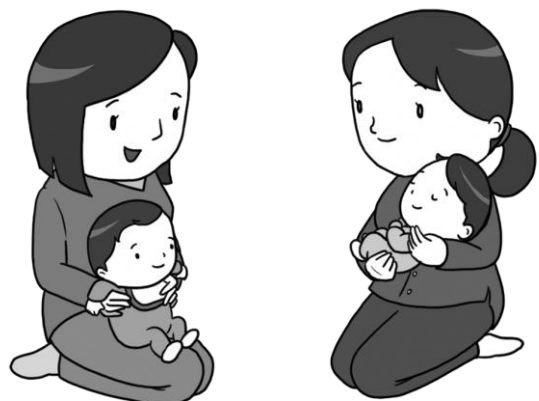
#### ◆具体的な取組

##### ○高齢者、障がいのある人、子育て家庭などの居場所づくり

- ・町内の集会施設を利用し、地域住民協力のもと、お茶のみ処や、健康体操などを推進します。
- ・「認知症カフェ」など、本人やその家族同士の集いを行っていきます。
- ・子育て家庭の親子などが、多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間づくりを行えるように「おひさまルーム」等で子育て家庭の親子の交流を推進します。
- ・放課後児童クラブやおひさまルームを活用するなど、共生型の居場所を検討していきます。

##### ○関係者の連携強化によるサロン活動の推進

- ・町民と一緒に日頃からの支え合い・助け合いを地域で展開していくため、民生委員・児童委員、町社協、町内会等との連携や、保健・医療・福祉関係者との連携体制の強化を図ります。





### (3) 支え合い・見守り体制の充実



高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭など、全ての町民が安心して暮らせるよう、日頃からの支え合い・助け合いを地域で展開していくため、「声かけ運動」を促進するとともに、地域と一緒に体制の充実を図ります。

#### ① 地域における見守り体制づくり

##### ◆ 具体的な取組

###### ○ 見守りのための各種事業の推進

- ・一人暮らし高齢者等の安否確認として、「安心電話事業」「ほのぼの交流協力員による見守り」等を推進していきます。

###### ○ 商店や事業者との連携による見守り体制の充実

- ・新聞配達員や郵便配達員など地域の商店や企業の協力を得ながら実施している「地域見守り支援事業」の充実を図ります。

###### ○ 認知症高齢者等の見守り活動の推進

- ・認知症の人や家族をサポートするため、認知症サポーター養成講座の受講を促進し、地域見守り活動を希望する個人・企業・団体にステッカーを配布し、サポーターがいることの表示を促進します。

###### ○ ご近所や町内会における取組の支援

- ・地域での見守り、声かけやあいさつ運動などが、自然に行われることのできる地域づくりを促進します。
- ・より多くの地域住民が地域での行事やイベントに対して、気軽に参加できるような環境づくりを進めていきます。
- ・町内会における防犯防災組織を中心とした要支援者の把握、避難訓練を実施することによる支援が必要な人への声かけを進めていきます。



## ②ボランティア活動等の推進

横浜町では、幾つかのボランティア組織が活動をしています。介護保険等の公的サービスの充実と合わせてボランティアによる見守り活動や地域参加（活動）が不可欠であることから、ボランティア保険加入への補助など、一人ひとりのボランティアが安心して活動できるような体制整備に努めます。また、ボランティア活動の周知と理解を深めるための、学習会の開催、近隣市町村のボランティアとの情報交換等を支援します。

### ◆具体的な取組

#### ○ボランティア活動のきっかけづくり

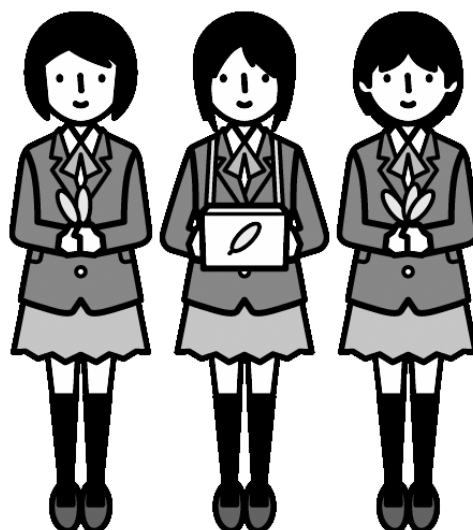
- ・ 町民がボランティア活動に積極的に参加、また、ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、活動の必要性・有効性等の積極的な啓発に努めるとともに、ボランティア養成講座等を開催します。

#### ○ボランティアの活動継続支援

- ・ 町社協事業の担い手でもあるボランティア協会の後方支援・ボランティアの交流と研修を行い身近なボランティアをはじめやすい環境を整えます。
- ・ ボランティアポイント制度を引き続き実施し、ボランティアを続けるやりがいとなる動機付けを図ります。
- ・ 地域で活躍できるボランティアになるように福祉バザーなどの機会を利用して活動をPRします。

#### ○地域福祉活動の担い手の発掘・育成

- ・ 「団塊世代」など地域活動への意欲をもった人材を発掘し、高齢者や障がいのある人、子育て家庭等を支援する人材を育成します。



## 基本目標2 安心して暮らせるまちづくり

「一人暮らし高齢者でも」「介護が必要になっても」「障がいがあっても」「子育て中でも」「生活に困窮した人も」住み慣れた地域で安心して、誰もが住み続けられるまちづくりを推進します。

### (1) 相談窓口の充実



介護や障がい、病気など生活の困りごとは、生活困窮にも関連するなど、幾つかの生活課題が絡み合うことも少なくありません。多様な生活課題に対する相談に対応できるように、障がいや子育て、生活困窮等についての相談にも対応できる共生型の相談窓口としての充実を図っていきます。

#### ① 相談支援体制・情報提供の充実

福祉サービスや支援が必要な高齢者や障がいのある人をはじめ、誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。また、民生委員・児童委員など地域で福祉活動を行う団体等と連携し、個人情報に配慮しながら、地域活動を通じた人から人へ伝える情報提供を推進します。

町民が地域の身近なところで気軽に相談することができるように、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知と機能の充実にも努めるとともに、民生委員・児童委員などと連携した相談体制の充実を図ります。

#### ◆ 具体的な取組

##### ○ わかりやすい情報提供

- ・ 町の広報誌やホームページ、町社協だより、町社協ホームページなど様々な媒体を活用し、複雑多様化する福祉サービスの内容が理解できるよう、わかりやすい情報提供に努めます。

##### ○ ニーズに合わせた情報提供・情報のバリアフリー化

- ・ 情報のバリアフリー化として、視覚・聴覚に障がいのある人、高齢者など、受け手に合わせた情報提供手段を選び、必要な人に適切な情報提供に努めます。

##### ○ 相談支援体制の充実

- ・ 町民の様々な生活課題に対して気軽に相談ができるように、相談窓口の充実を図ります。
- ・ 福祉専門職がそれぞれ相談援助技術を高めることで、町民が安心して相談できる福祉専門職を増やしていきます。

### ○地域包括支援センターの充実

- ・地域包括支援センターは、いわば高齢者の総合相談所でもあり、高齢者自身だけでなく、家族等の相談にも対応しています。「総合相談窓口」としてのPR、相談機能の強化を図るとともに、地域の関係機関・団体と連携を密にし、各種サービスや社会資源を有効に活用することができるよう地域のネットワークの構築を図っていきます。

### ○民生委員・児童委員の活動支援

- ・地域福祉の担い手として、支援の必要な人を地域や関係機関などとの「橋渡し」の役割を果たせるよう、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを支援します。

### ○ニーズの把握

- ・地域福祉活動によって把握された、町民の小さな課題を集約し、サービスや制度を検討していきます。
- ・子育て支援事業で小学校全児童家庭訪問の実施により、個々の家庭のニーズ把握や相談を実施しています。

## ②生活困窮者の自立支援

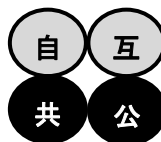
平成 25 年度に成立した生活困窮者自立支援法は、社会経済の構造的な変化による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものであり、平成 27 年 4 月から施行されました。この新たな生活困窮者自立支援制度に基づいて地域福祉を拡充し、生活困窮者の自立を支援します。

### ◆具体的な取組

#### ○関係機関との連携による相談支援体制の充実

- ・潜在的困窮者（既に困窮している人）や困窮リスクが高い人（これから困窮しそうな人）の把握を、様々な事業の機会を活用するなど適切な方法を検討して実施します。
- ・生活困窮者、低所得者に対しては、適切な保護に努めるとともに、県社会福祉協議会、ハローワーク（公共職業安定所）等と連携して自立を促進していくための相談体制の充実に努めます。

## (2)地域生活を支えるサービスの充実



支援を必要としている人が、その人にあった適切なサービスを選択できるように、介護保険サービスや障がい福祉サービスを提供する事業者等との連携により、各種サービス基盤の充実を図るとともに、質の向上に努めます。

また、介護保険制度等の公的サービスのみでは、地域で生活することが困難な一人暮らし高齢者や障がいのある人及びその家族介護者に対して支援を行い、安心して地域で暮らし続けられる環境づくりを進めます。

### ①サービス提供基盤の充実・質の向上

介護保険サービスをはじめとして、民間事業者が多くの福祉サービスを担っていることから、民間事業者との連携を密にしながら、福祉・介護人材の確保やサービス基盤の充実、サービスの質の向上の促進に努めます。

一方、本町においては、地理的状況や人口規模などから、介護保険制度の全てのサービスが利用できる状況ではありませんが、地域住民と連携を図りながら、地域での暮らしを支援していきます。

#### ◆具体的な取組

##### ○福祉・介護人材の確保・育成

- ・福祉・介護人材の確保や育成を検討していきます。

##### ○サービスの質の向上

- ・介護サービスや障がい福祉サービス事業者等と、町内で情報交換や研修の機会を設け、連携の強化とサービスの質の向上に努めていきます。

##### ○介護や育児の休養などレスパイトケアの充実

- ・地域・社会に、介護者や子育て中の親の休養（レスパイト）の概念を広げるための普及啓発を図るとともに、相談支援を通じて、短期入所等の利用につなげていきます。



## ②地域生活を支える各種福祉サービスの充実

介護保険等の法的サービスのみでは対応できない日常生活の支援のためサービスの充実を図ります。また、高齢者や障がいのある人が通院や買い物等に外出できるように、公共交通の利便性向上に向けた取組を進めます。また、移送ボランティアの確保を支援するなど、閉じこもりを予防し、生活しやすい町をめざします。

### ◆具体的な取組

#### ○高齢者福祉事業等の充実

- ・「介護用品の支給（紙おむつ・紙パンツ等）」「日常生活用具給付」等の各種事業の充実を図ります。
- ・「家族介護者交流事業」等により、家族介護を行っている介護者への慰労支援を進めていきます。

#### ○子育て世帯の育児負担の軽減

- ・放課後児童クラブやおひさまルームの事業等を活用し、育児負担の軽減に努めます。

#### ○外出支援に関わる各種事業の充実

- ・外出困難な高齢者等に対して、通院のための「移送サービス」や買い物等のための外出支援を充実します。

## ③子ども、高齢者、障がい者が一緒に過ごせる共生型サービスの創設

国の地域共生社会の実現に向けた取組において、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障がい福祉サービス両方の制度に、新たに共生型サービスが位置付けられます。

### ◆具体的な取組

#### ○多世代交流の場所づくり

- ・多世代による総合型地域スポーツクラブを推進していきます。

## ④住民と連携による生活支援の充実 ～日常生活総合支援事業の推進～

介護保険法の改正に伴い、支援が必要ではあるが、比較的軽度な方は、地域住民の力を借りながら支援を行う仕組みを構築していきます。

### ◆具体的な取組

#### ○介護予防・日常生活総合支援事業の基盤づくり

- ・サロン会場等が総合事業の受皿になれるように、地域資源の発掘や啓発活動を充実し、地域住民の関わりの強化を図ります。

## (4)一人ひとりが尊重される地域づくり



あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利の侵害などがあれば、早期に対応していく体制を町全体でつくっていきます。

### ①権利擁護の推進

介護保険制度の導入をはじめとして、福祉サービスが従来の「措置」から「契約」による利用制度へと移行し、利用者は事業者と対等な関係に基づきサービスを選択するようになってきました。こうした中、認知症、精神障がいや知的障がいなどで、サービスの利用や消費生活などの意思表示や判断をすることが十分ではない人たちへの支援策を強化します。

#### ◆具体的な取組

##### ○人権啓発の推進

- ・認知症や虐待、DV<sup>1</sup>などへの理解を進めるための啓発を行います。
- ・人権尊重の意識を高め地域社会から偏見や差別をなくすため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組みます。

##### ○成年後見制度等の推進

- ・町社協と連携し日常生活自立支援事業等、権利擁護の推進を図っていきます。
- ・判断能力が十分でない人の権利を擁護する成年後見制度の普及活動に努めるとともに、身寄りがないなどの理由で利用したくてもできない人への支援を図っていきます。
- ・身近な地域の人々が後見人となる市民後見人の育成及び活動の支援体制について検討を進めていきます。

<sup>1</sup> Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。

## ②虐待やDV防止の取組

高齢者・障がい者・児童等に対する虐待防止法により、それぞれの支援会議等を開催して、虐待の予防についての普及啓発と虐待発生時の迅速な対応に努めます。

### ◆具体的な取組

#### ○虐待の予防

- ・高齢者虐待の要因の一つとして、認知症による行動障害があげられるため、認知症の理解と相談支援を強化していきます。
- ・虐待の疑いのある場合は、虐待の防止のため早期の対応が必要になります。地域や専門家等の関係者が協働して支援を行うなどきめ細かな対応に努めます。

#### ○早期発見体制

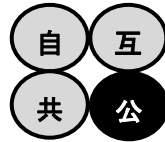
- ・小中学校、学童クラブに参加する児童の変化に注意を払い、異変に気づいた場合は早期に通報できるよう体制を整えます。

#### ○虐待防止・早期対応のための支援体制の強化

- ・虐待の防止及び適切な対応を行うため、町及び地域包括支援センターでの支援、要保護児童対策地域協議会での支援の強化を図ります。
- ・虐待を受けている児童・高齢者・障がいのある人、DV被害を受けている人等の要保護者の早期発見と適切な保護、その家族等関係者に対する支援を図るため、医療・福祉・教育等関係者、消防・警察等による要保護者対策のための連携を強化します。







### (3)安全で暮らしやすい生活環境の充実

バリアフリー<sup>1</sup>化の推進や公共交通網の充実により、高齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが外出しやすい環境を整えるとともに、防犯対策など、安心していきいきと暮らすことのできる環境づくり、福祉の観点を取り入れたまちづくりに取り組みます。

#### ①バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

多くの人が利用する建築物、道路、公園等の公共施設が、全ての町民にとって利用しやすいものとなるよう、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン<sup>2</sup>の考え方に立って整備を進めるとともに、公共交通網の充実等により、町民が外出しやすい環境を整えます。

##### ◆具体的な取組

###### ○公共施設のバリアフリー化の推進

- ・町内の公共施設については、全ての町民にとって利用しやすい環境を整えるため、多目的トイレの整備に努めます。

###### ○バリアフリー等に関する普及・啓発

- ・身体障がい者補助犬の普及：公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。

###### ○情報のバリアフリー化の充実

- ・視覚・聴覚に障がいのある人、高齢者を含む全ての町民が、情報を入手し利用できる方法、仕組みを構築します。
- ・手話通訳者・要約筆記者の養成、派遣などのコミュニケーション支援事業の充実を図ります。

#### ②共生型の住まいの検討

生活支援ハウスや、気のあった仲間同士と一緒に生活するグループリビング、シェアハウスなど、高齢者や障がいのある人、子育て世帯などの多様な住まい方についても検討していきます。また、これらの住まいの確保に当たっては、使われなくなった公共施設や空き家などのストック活用を図りながら、地域と人を元気にする視点で検討していきます。

<sup>1</sup> バリアフリー：障がいのある人や高齢者などが暮らしやすくなるために、道路の段差など、障壁をなくすことです。

<sup>2</sup> ユニバーサルデザイン：国籍や年齢、男女の違い、障がいの有無などに関係なく、初めから、できるだけ、すべての人が利用しやすい、「まち」や「もの」などをつくるという考えです。

## 事例：共生型サービス「富山型サービス」

(障がい福祉と介護保険の両制度のサービス)の原点でもある「富山型サービス」  
資料:とやまの地域共生 富山型デイサービス 20年のあゆみとこれから

### 認知症高齢者と障がい者が同じグループホームで生活！『共生型グループホームの整備』

認知症高齢者グループホームと障がい者グループホームの設備の基準はそれぞれ介護保険法と障害者総合支援法で定められているため、両グループホームを併設する場合、例えば、1階を認知症高齢者グループホームとし、2階を障がい者グループホームとして、それぞれに必要な設備を設けるなど、両グループホームを区分して併設する必要がありました。

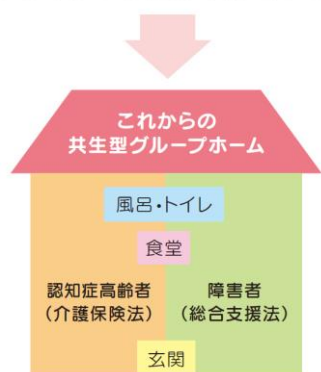
今回の国との協議により、それぞれ別々の基準に基づき整備されていた認知症高齢者グループホームと障がい者グループホームについて、市町村の条例で居室以外の設備(玄関、お風呂、台所等)を共用することができる旨を規定することにより、事業者の判断で設備を共用するグループホームを整備することができるようになりました。

社会福祉法人「にいかわ苑」では、平成 21 年に県内最初の「富山型共生グループホーム双葉」を開設し運営してきましたが、介護保険組合の条例が整備され、浴室等を共用する初めての「富山型共生グループホーム翼」を整備し、平成 25 年9月から認知症高齢者と障がい者を受け入れています。

これにより、例えば、障がいのある子をもつ親が認知症になったとしても同じグループホームで生活できるようになるほか、共用設備の整備費用が軽減され、共生型グループホームの設置が促進されることが期待されます。



※法律により、それぞれ定員、設備基準等を遵守する必要があります



◎共用設備を兼用可能とすることで、障害者と高齢者の交流が促進される

#### 富山型共生グループホーム

# 翼

代表者：若林 清彦  
所在地：〒939-0722 下新川郡朝日町大家庄705-1  
TEL.0765-83-8001 FAX.0765-83-8010  
利用定員：(高齢者)認知症対応型共同生活介護/9人 (障がい者)共同生活援助・介護/10人



#### 活動理念

新しい共生型グループホームとして共有部分の融合を図り、障がい者と認知症高齢者が共有スペースで協力的に関わりを持ち、同じ屋根の下で家族として暮らしていくことを理念として、地域に根ざすことを目的としています。

#### 開設の経緯

富山型共生グループホーム双葉を設立したとき、障がい者の方と認知症高齢者は玄関・お風呂までも別々に規制されていた。そこで、双葉で叶わなかった玄関・お風呂・洗濯スペースなどの共有を実現させたのが、この翼です。今後は障がい者の自立に向けた居宅支援を継続的に展開したく、年に1グループホームを開設できればと考えています。

#### ひとこと

共生社会の小さな核は富山型共生グループホームだと考えています。グループホームの需要が多い障がい者の方たちの受け皿を作り、その人らしい生活の実現を目指して今後もサポートしていきたいと思っています。



理事長 若林 清彦

### ③高齢者等の犯罪被害対策の充実

町民の防犯意識を高め、地域の防犯協会や警察など関係機関との連携のもとに、犯罪を未然に防止するための啓発活動を行います。

#### ◆具体的な取組

##### ○地域との連携による子どもたち等の安全確保

- ・放課後の児童の安全対策等、防犯パトロールを強化します。
- ・地域との協力により、防犯活動の推進に努めます。特に、子どもの安全確保について、地域、学校、PTAなどの連携により取組を進めます。
- ・地域の自主防犯活動を推進します。

##### ○防犯・消費者被害等に関する意識啓発

- ・高齢者や障がいのある人等を狙った悪徳商法や振り込め詐欺等の消費者被害を防止するため、情報提供及び消費者相談・消費者教育の強化を図ります。

### ④災害発生時の支援

地震や豪雨など、各地で災害が多く発生しており、また、災害発生時に一人では避難できない人が増えていることから、防災への対応が急がれます。

「横浜町地域防災計画」に基づき、民生委員・児童委員や町内会、ボランティア、福祉施設などと連携して、要支援者の安否確認や情報を伝達するとともに、災害時の助け合い活動に取り組みます。

また、災害時の対応では、平素から顔の見える関係づくりが重要であることから、地域の絆を深める取組を進めます。

#### ◆具体的な取組

##### ○災害時要援護者台帳の整備

- ・高齢者・高齢者のみの世帯や障がい者がいる世帯などを把握し、支援対策を構築していきます。
- ・要援護者の把握に当たっては、民生委員・児童委員の協力を求めるとともに、支援者を地域で確保できるようにします。

##### ○地域における日頃からの安否確認体制と訓練等の充実

- ・避難支援希望者に対する支援を円滑に行うため、日頃からの地域の声かけ運動や、災害を想定した訓練等を実施していきます。



## 基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる

地域ぐるみの健康づくりや、高齢者や障がい者の就労支援や働く場づくりを推進し、町民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくりまします。

### (1)健康づくり・介護予防の推進



#### ①心と体の健康づくりの推進

「自分の健康は自分で守る」という基本的な意識のもと、町民の健康意識の高揚と健康づくりを推進します。

#### ②介護予防の推進

生涯を通じて元気に活動できるよう、町民一人ひとりが健康寿命を意識し、尊厳と生きる喜びをもって生涯をいきいきと過ごすために、介護予防事業の積極的な推進を図っていきます。

##### ◆具体的な取組

##### ○健康づくりの支援

- ・ 特定健診や各種がん検診の積極的な受診勧奨及び、精密検査の受診向上に努め、生活習慣病やがん等の疾病予防を推進します。
- ・ バランスのとれた食生活や、健康体操などの健康教室、健康相談を開催し、健康意識の向上を図ります。
- ・ こころの健康づくりの研修会やゲートキーパー<sup>1</sup>養成講座、こころの健康相談会の開催など、自殺予防対策を進めます。
- ・ 健康づくりの施設の整備を進めます。

##### ○介護予防の推進

- ・ 介護予防に関する知識の普及・啓発のための事業や誰もが積極的に参加し地域での自主的な介護予防活動ができるように介護予防教室の充実を図ります。

<sup>1</sup> ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

## (2) 高齢者・障がい者等の就労支援



高齢者や長年家事に従事してきた女性の、就労や社会参加などの場を構築します。

### ① シルバー人材センター<sup>1</sup>を中心とした高齢者の就労支援

高齢者の経験と技術を地域に役立てることと、就労を支援するため、「シルバー人材センター」の設立をめざします。

#### ◆ 具体的な取組

##### ○ 高齢者や長年家事に従事してきた女性の就労支援

- ・ シルバー人材センターの設立をめざし、高齢者の雇用促進を図ります。
- ・ 介護保険制度の「介護予防・日常生活支援総合事業」の担い手として、高齢者や長年家事に従事してきた女性の社会参加を支援します。

### ② 障がい者の就労支援

就労を希望する障がいのある人がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう支援します。

#### ◆ 具体的な取組

##### ○ 障がい者の就労支援

- ・ 就労支援センター、ハローワークなどとの連携により、障がいのある人の就労のための支援、環境づくりへの取組を促進します。
- ・ 障害者雇用促進法の趣旨に基づき、町においても、障がいのある人の雇用促進をすための情報提供に努めます。



<sup>1</sup> シルバー人材センター：高年齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織です。センターは、原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしています。

## 第5章 計画の進管理

---

### 5-1 計画の推進体制

---

#### ①庁内体制の整備・強化

関係する部署の施策の見直しや改善・充実を図るために役場の中に横断的・機動的な推進体制を形成します。

#### ②住民、関係機関、団体等との有機的連携

地域福祉に取り組む様々な機関との連携強化をこれまで以上に図り、着実に推進していきます。

住民、団体等からの「声」を受けとめるなど、双方向型の仕組みづくりに工夫をします。

#### ③地域福祉推進の核となる横浜町社会福祉協議会との連携強化

社会福祉法において社会福祉協議会は地域福祉の推進役として位置づけられています。社会福祉協議会では地域福祉活動の推進、福祉ボランティアの育成など様々な町民に近い立場での福祉サービスを提供しています。更に、今後、高齢者の生きがいと健康づくり事業、居宅介護支援事業など継続・充実が望まれます。

これからも、地域福祉に関する町民サービスについては、町と社会福祉協議会との連携・協力をこれまで以上に進めていきます。

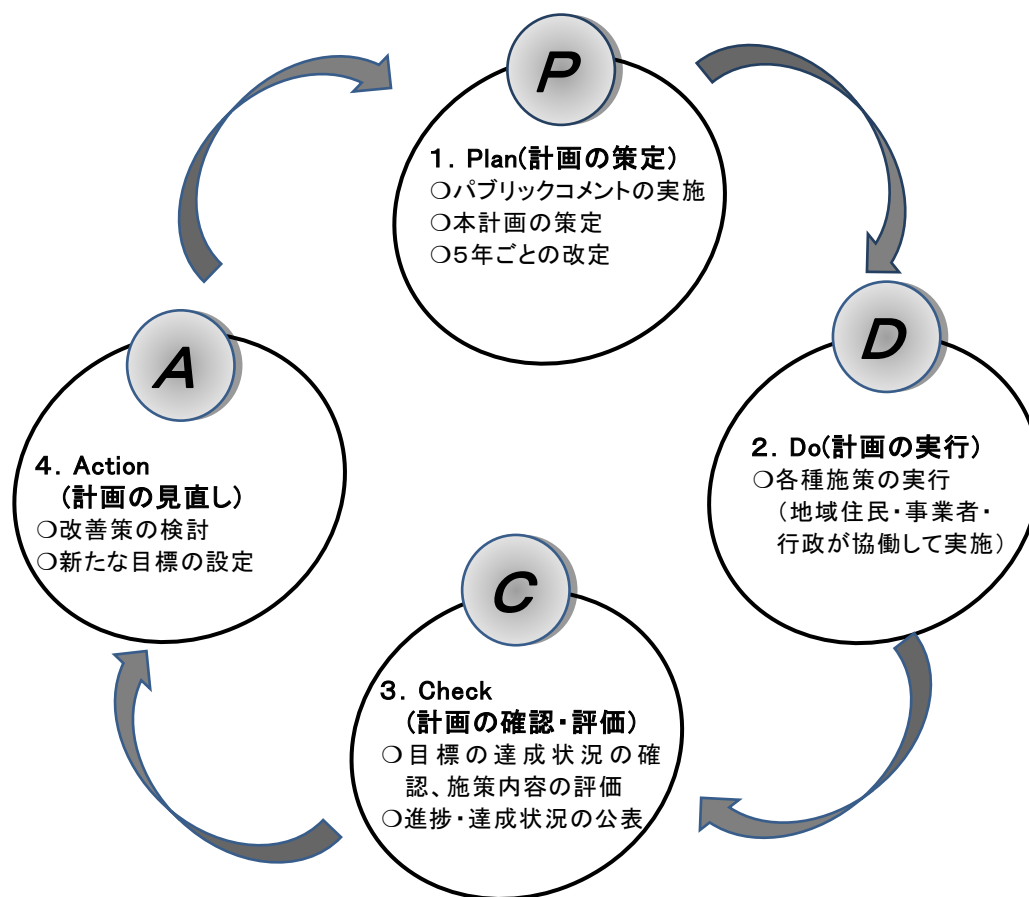
## 5-2 点検と評価

計画の進行管理については、他の福祉関連計画などとも連携を図りながら、点検・評価を行っていきます。

計画の点検・評価については、PDCAサイクルに基づき、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、更に計画の見直し（Action）を行うという一連の流れにより進めます。

「横浜町地域福祉計画策定委員会」において、計画の進捗状況、成果についての評価・検証などを行います。また、地域福祉に関する情報は、町や町社協の広報誌やホームページなどを活用して、広く町民に周知していきます。

### ■PDCAサイクルによる計画の進行管理



# 資料1 横浜町地域福祉計画策定委員会

## 1-1 横浜町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成20年3月24日訓令第10号  
改正 平成25年3月29日訓令第17号  
改正 平成29年9月20日訓令第19号

(設置及び目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、横浜町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、横浜町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 計画案の町長への報告に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、9名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の代表者
- (2) 住民代表者
- (3) 総務課長
- (4) 産業振興課長
- (5) 教育課長
- (6) 健康福祉課長
- (7) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1名及び副会長1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて会議を招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者を委員会の会議に出席を求め、説明や意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第17号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月20日訓令第19号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



## 1-2 第3期横浜町地域福祉計画策定委員会名簿

(委嘱期間平成29年10月30日～平成30年3月31日まで)

	区 分	氏 名	所属機関名	備考
1	福祉関係団体の代表者	中 岫 良 次	社会福祉法人 横浜町社会福祉協議会長	
2	福祉関係団体の代表者	鳥 山 多 重 子	横浜町民生・児童委員 協議会長	
3	福祉関係団体の代表者	中 山 夕 日	横浜町母子寡婦会長	
4	福祉関係団体の代表者	菊 池 繁 実	主任児童委員	
5	住 民 代 表 者	澤 谷 隆 充	横浜中学校PTA会長	会長
6	総 務 課 長	田 中 圭 二		
7	産 業 振 興 課 長	高 橋 敏 広		副会長
8	教 育 課 長	菊 池 義 規		
9	健 康 福 祉 課 長	田 中 幸 彦		

### <事務局>

- 古郡 千春 (福祉グループリーダー)
- 北村 育子 (介護グループリーダー)
- 畑中 晴美 (健康増進グループリーダー)
- 鳥山 資生 (主査)
- 相田 優香 (主事)

# 横浜町なのはなプラン

(第3期 横浜町地域福祉計画)

---

---

発行日 平成30年3月

発行 青森県横浜町

〒039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下35

TEL:0175-78-2111(代表)

企画・編集 健康福祉課

---

---